１．令和元年第１回郡上市議会定例会議事日程（第３日）

令和元年６月18日　開議

日程１　会議録署名議員の指名

日程２　一般質問

２．本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

３．出席議員は次のとおりである。（１８名）

１番	三　島　一　貴	２番	森　藤　文　男
３番	原　　喜与美	４番	野　田　勝　彦
５番	山　川　直　保	６番	田　中　康　久
７番	森　　喜　人	８番	田　代　はつ江
９番	兼　山　悌　孝	１０番	山　田　忠　平
１１番	古　川　文　雄	１２番	清　水　正　照
１３番	上　田　謙　市	１４番	武　藤　忠　樹
１５番	尾　村　忠　雄	１６番	渡　辺　友　三
１７番	清　水　敏　夫	１８番	美谷添　　生

４．欠席議員は次のとおりである。（なし）

５．地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

市　　長	日　置　敏　明	副　市　長	青　木　　修
教　育　長	熊　田　一　泰	市長公室長	日　置　美　晴
総務部長	乾　　松　幸	市長公室付部長	置　田　優　一
健康福祉部長	和　田　美江子	農林水産部長	五味川　康　浩
商工観光部長	遠　藤　正　史	建設部長	尾　藤　康　春
環境水道部長	馬　場　好　美	郡上偕楽園長	松　井　良　春
教育次長	佃　　良　之	会計管理者	臼　田　義　孝
消　防　長	桑　原　正　明	郡上市民病院事務局長	古　田　年　久

国保白鳥病院 事務局長	川尻成丈	郡上市 代表監査委員	大坪博之

６．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	大坪一久	議会事務局 議会総務課主任	岩田亨一
議会事務局 議会総務課長 補佐	竹下光		

◎開議の宣告

○議長（兼山悌孝君）　おはようございます。議員各位には、出務御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してありますので、お願いいたします。

なお、本日午前10時に地震発生時に自身の身を守るための安全行動を訓練するシェイクアウト訓練が全国一斉に行われますが、質問の途中、あるいは答弁の途中となりますので、一般質問を継続して行いたいと思いますので、あらかじめ御了承ください。

（午前　９時３０分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（兼山悌孝君）　日程１、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、15番　尾村忠雄君、16番　渡辺友三君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（兼山悌孝君）　日程２、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇　森　　義　人　君

○議長（兼山悌孝君）　それでは、7番　森義人君の質問を許可いたします。

７番　森喜人君。

○７番（森　喜人君）　それでは、議長より発言の許可をいただきました。通告に従いまして一般質問をしたいと思います。

大きく２つに分けたんですが、これはもう継続的に２番目の大きな項目を省いていただきまして、森林経営管理制度ということで基本的に全部一貫して質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

今回の質問に至りました理由は、中国木材が郡上に進出をしてくださいまして、果たして林業は変わったのかと、変わる可能性があるのかということを私も非常にまだまだ十分に理解はしておりませんけれども、そういった点がまずありました。

そしてもう一つは、産建ですね、産建委員会で北海道の下川町、それから当麻町を視察し、そしてそれから後、３日間の森林に関する研修会に参加をいたしまして、そこで私なりに理解をした上で質問させていただきたいと思います。

ただ、この、実は「木の駅」というこの本を書いた方が見えるんですが、この方は丹羽健司さんといいます。この方のこの本の中に素人山主という言葉が出てまいります。ほとんどの人が素人山主なんですが、私もその一人でありまして、私が何とか素人でないように、この質問をして変われたらいいなとも思っております。

それでは、新たな森林経営管理制度、令和元年の４月から施行されておりますが、これと市の役割ということで質問させていただきたいと思います。

1995年以前は、市町村が森林林業の施策に関連して行政として何かを実施することは特定の市町村に限られていたということであります。1995年、地方分権推進法が制定され、1998年、森林法が改正をされました。そして、2001年、森林林業基本法が制定されて、ここで森林のゾーニングといって３区分に分けたんですね。水道保全林、それから森林と人との共生林、それから資源循環利用林という形で３区分に分けたというふうに言われています。

それから、2011年、森林林業再生プランというのがつくられまして、そして昨年の2018年、森林経営管理法、そして2019年、森林環境税、それから森林環境譲与税が導入されたということであります。森林環境譲与税はことしから全国で200億円、それから郡上市は8,550万円がこの分配されるわけでありますけども、森林環境税につきましては、５年後、令和６年から徴収されるということであります。１人1,000円ずつということであります。

ほぼ10年おきに制度が改正をされております。1990年半ばから段階的にかつかなりのスピードで市町村の役割が強化をされてきているということが一番の今回の大きなテーマでもあります。

質問１ですが、今までの森林林業に関する法律との違いは何であるのかということであります。これは、全ての市町村が森林環境税徴収に当たり、森林環境税譲与税として分配を受けます。これは都会でも、都会の市なんかでもそうなんですね。一番多いのは横浜市であったり浜松市であったり、多額のこの譲与税を受けます。それで要するに消費をする、川下で消費をするという意味で木を使っていただくということで分配されているんだろうと思います。

それで、これに伴いますこの体制の強化、郡上市の体制の強化、もしくは郡上市の職員が増員されていれば何人増員されているか。もしくは、他地域ではかなり地域おこし協力隊というのを使っておられるというのを聞いています。そうした考えはあるのかどうかということにつきましてお伺いしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君）　農林水産部長　五味川康浩君。

○農林水産部長（五味川康浩君）　それでは、森議員の御質問に対してお答えをさせていただきます。

まずは１点目は、法制度の中でこれまでと比べて市町村の役割がどう変わってきたかという御質問でございますが、これまでの法制度につきましては、森議員さんが今答弁の中で御説明いただいたところのとおりでありますが、具体的には、例えば森林法におきまして市町村については伐採届の受理を行ったり、森林経営計画の認定を行ったり、また林地台帳の整備という形、またはプランづくりというようなことで、従来は許認可であったり、もしくは計画策定という役割が大きくありました。ただしこれは段階的に、従来は県で行っていたものが市に対して権限移譲がなされ、徐々に市町村の役割は拡大してきたところであります。

今回の森林経営管理法につきましては、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図り、もって林業の持続的発展及び森林の多面的機能の発揮に資することを目的として設立されたものです。法改正は大きく２点あります。１点目は、森林所有者がしっかり適切な森林管理を持続的に行わなければならないという責務を明確化したこと、もう１点は、新しい道として市町村が関与する森林の経営管理の新たな仕組みづくりができたということでございます。こちらにつきましては、森林所有者に適正な森林管理はお願いするものでありますが、例えば不在地主であったりとか、共有持ちで相続が未登記であるということで、なかなか民間での施業が困難なところに対して、市町村という公的機関が介在することによって山林所有者が安心・信頼をして山林を貸し付けることが可能になるという新たな道が開けたということでございます。

具体的には、森林所有者に意向調査を行い、さらに貸し付けを希望される方に対しては、市町村との経営管理契約を締結して、市町村については経済性のある森林については基本的には意欲ある林業経営体にあっせんをしていくと。どうしても引き受け手がないような山林については、市町村が森林環境譲与税を財源としながら、環境保全林等で管理をしていくという枠組みです。

ですので、一番大きなところは、市町村という公的機関が介在することによって山林所有者が林地を貸しやすくなった。いわゆる眠っている資源を少しでも活用しようという枠組みとして、この森林管理法があり、市町村の役割として位置づけがなされたものであります。結果、これまでの法と比べまして一部市町村が主体的に役割として担うことができるようになったということで大きく前進はしておるというふうに考えております。

２点目の御質問の体制の強化、人員の増員につきましては、基本的には体制、森林経営管理制度の事務を執行する上では、市職員のまずは資質向上ということで、これまでも各種研修会等に参加させていただいております。ただ、市職員の体制でいいますと、残念ながら林務課職員につきましては、再任用職員の退職により、昨年比較では１名減になっておる状況、さらには既存業務に加えて豚コレラ等、新たな捕獲強化業務とかそういったことがありますので、今年度の森林経営管理法制度を推進していく上では、昨年、民間事業体の方々でつくられました森づくりマネジメント協議会、こちらのほうを十分活用しながら、この協議会については民間団体だけではなくて、県のほう、

市のほう、国のほう、参画しながら進めてまいりますので、こちらを活用した中での体制強化を図っていきたいというふうに考えております。

あと、３点目の地域おこし協力隊の活用につきましては、現在、今年度の郡上市につきましては、11名の地域づくり協力隊を予定しておりますが、こちらにつきましては、原則的に郡上市地域全体というよりは小さな単位での地域課題を解決するということでございますので、他市の事例の中ではそういった森づくりに地域おこし協力隊を活用されている事例もあるとお聞きしておりますから、地域からこういったことで森林整備を進めていきたいという御要望があれば、こちらの活用については検討をさせていただければというふうに思っております。

以上です。

（７番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君）　森喜人君。

○７番（森　喜人君）　郡上森林マネジメント協議会というのをつくられたということでありますけれども、私は、実はこの発足のときに、常任委員長が参加されましたけれども、恐らくこの中で、この議員の中でその発足式に参加した方は五、六人だと思うんですね。私、これ本当は、全員の議員が招かれてそしてこのことを認識すべきではなかったかなということは痛感しているところでございます。

さて、その郡上森林マネジメント協議会の中心をなすのが郡上市であるということは間違いがないわけでありますので、そうした点で質問したいと思います。

質問２ですが、これはもうかる林業とそれから環境整備、つまり既存施策を使ったものと森林環境譲与税の両者によって森林が整備されていくということでありますけれども、この森林環境譲与税の活用の道、いろんなことに使えると思うんですけれども、これをどのように使えるのかということであります。その中で私ども非常に困っておることがあります。それは林道の災害負担金というものがかなり多く来るんですね。御存じのとおり、森林に関心のある人はかなり少なくなっておりまして、林道管理における負担金が出せない状況であるということであります。譲与税を使ってそうしたことの道を開くことはできないかということをお伺いしたいと思います。そして固定資産税程度でこれを、この要らない山を買収することはできないか、やらないのかということであります。

そして、３つ目の質問は、岐阜県との連携ということですね。今ちょっとお話ありましたけれども、森林関係職員数というのは、国が約4,000人、それから市町村足して3,000人、それから都道府県が9,000人いるそうです。県の職員がかなり多いというようなことで、そして専門職が県職には多いわけです。そうした外部人材の活用についてもお伺いしたいというふうに思います。

○議長（兼山悌孝君）　農林水産部長　五味川康浩君。

○農林水産部長（五味川康浩君）　冒頭に、済みません、先ほどの回答でちょっと舞い上がって森づくりマネジメント協議会とお答えしたようですね。済みません。郡上森林マネジメント協議会ということで訂正をさせていただきます。

それでは、２番目の御質問ということで、まず森林環境譲与税につきまして、災害等の負担金として活用ができないかという御質問でございますが、基本的には森林環境譲与税につきましては、法律に基づきましてその使途についてはおおむねの方向性が定められております。

１点目は森林の整備に関する施策、２点目としましては、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進、その他森林の整備の促進に関する施策というこういった経費に充てなければならないとされております。

また、国・県からは、こちらも先ほど森議員さんがおっしゃったように、川上だけじゃなくて川下の都市部の住民からも税を徴収して使う意味合いから、いわゆる既存の施策の単なる財源充当ではなくて新たにこれを契機として新たに森林管理を進めていく枠組みに対して原則的にはお使いをいただきたいということの御指導はいただいているところであります。このため、今年度の新年度予算としまして、現段階で当初予算で森林の整備に関する施策として林地台帳の整備であったり、先ほどお話ししました郡上森林マネジメント協議会へ委託をいたします森林経営管理事業、これは森林所有者の意向調査であったり境界確認とか、私有林の間伐事業ということを予定しておりますし、さらには森林整備で作業道整備や風倒木の林内処理事業を予定しております。

また、人材育成普及啓発整備の促進の中では、今年度予算の中で林業者確保育成事業、これは技術研修等、新規就業者の安全公衆対策等でありますし、また森林林業普及啓発事業として５月26日に行った山づくりフォーラムや、また山づくり構想を具体的に計画策定する山づくり計画書の策定とこういったことに予定をしております。結果、当初の御質問の中でいわゆる災害負担金というようなお話もございました。法的には使途はそういった使途はありますが、明確なところでの細部のところの中ではそういったことが不可能かというと、道としては可能であるというふうにはなっておりますが、依然、このことについては国・県にお尋ねをしても、現時点ではその趣旨を理解していただきたいということでの回答で、明確な答えに至っていないことと、また、林道の災害の分担金につきましては、現在、補助残の10％、通常であれば補助率80であれば補助残の10％ですから全体の２％の負担、増高申請で９割まで行けば全体の１％ということになっておりますが、これは森林環境税が財源があるからということではなくて、林地の施設災害についてもやはり同様に補助残の10％ということでありますので、こちらにつきましては現時点では適正な受益者負担の中で他の森林整備に活用すべき事項を優先しながらということで、充当ということについては現在は考えていないと。明確に、今後、国・県等からそういったことが可能であると、また他市の中でもそういった活用事例があるということがわかってくれば、再度その部分のところで、使途については検討

させていただければというふうに思っております。

２点目につきましては、こちらの森林、いわゆるこの環境税を活用して土地の購入等いかがかという部分での御質問でございましたが、基本的には森林環境税につきましては、その算定基礎となるのは私有林の人工林面積が全体の５割算定、あとは林業者就業人口が２割、人口が３割ということでございますので、結果、私有林等を市が買い取ることによって譲与税の算定数値は減ってくる、結果、譲与税が減ってくるということにはつながってくるというふうに思っております。こういった財源がありながらも、大切なことは、やはり森林経営管理法の中でまずは所有者の方に適正な管理をお願いしたいということ。その上で例えば施業を進めるためには、市町村が介入をして貸し付け、そういった形の制度があるということでございますので、限られた郡上市の厳しい財源の中では、買い取りということよりは、これは少し消極的な部分になろうかと思いますし、また、買い取りだけでなく、寄附等につきましても一定限、面積のまとまりであったりとか、例えば境界確認がなされておるとか、管理ができる体制の中で必要に応じて検討をさせていただくということになろうかと思います。

３点目の県との連携につきましては、御質問のとおり、岐阜県は全国の中でも最大の林業関係者の職員を抱えられておみえになります。例えば県庁には本課があり、95名の職員がおり、各地域の農林事務所にそれぞれの林業関係の職員が配置されております。この管内であります郡上農林事務所につきましては、林業課10名、森林保全課９名の合計19名体制で治山、林道、そして森林整備を実施されており、それぞれが専門技術職という形の中で森林総合整備管理士や林業指導普及員の有資格者ということで非常にスペシャリストとして在住をしていただいておりますので、市としましてはこちらの県とこれまでも多く連携をしながら事業を推進しており、実際県としても、郡上市は有数の林業地という形の中で多くの予算を確保していただいて執行されておりますので、今後も岐阜県と密接な連携を図りながら、特に先ほど申した郡上森林マネジメントにもオブザーバーとして参加をしておりますので、引き続き連携をしながら取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

（７番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君）　森喜人君。

○７番（森　喜人君）　今の答弁で負担金、林道の管理の負担金なんですが、これ実は、私、その滋賀県の研修で九州の県職の方が講師をやってくださいまして、その方に確認をしました。そしたら、そこは私どもは出していますということを言われました。ですからこれは首長の判断であるということでしたので、ぜひそういったことは進めていただきたいと思います。もちろん、今、建設部のほうで負担金を減らそうという、減らすか知らん、検討するということでやっておられますけれども、それもありますが、やはりこの林業の問題でありますから、ぜひ、私は、今の段階だと本当に

お金を出してくれる人はいないんです。そういう状況なので、本当に、変な話、けつまつくってしまったら林道整備されなくなってしまうということも考えられますので、もう一遍じっくり考えていただきたいと思いますし、それから買い取りにつきましても、全国で実施しているところがあります。多くの問題があるようなこともありましたけれども、しかしそういったことも検討されたほうが事業として進みやすい、進めやすいということもあるのではないかということもありますので、そうしたこともさらに考えていただきたいと思います。

さて、質問４番目に行きたいと思います。

これは、先ほど言いました郡上森林マネジメント協議会の中でやはり一番大きな役割を果たすのは森林組合だと思います。森林組合のことにつきまして、ここに書きましたのは、かなりもうかっているんじゃないかというような話が書いてありますけれども、実をいいますと、この京都の日吉森林組合、５年前に私ども総務委員会で一度研修に行ったことがあります。このときに説明を聞いたんですが、さらにもう一回、今回研修にユアサさんという方が、副理事長ですけれども、来てくださいまして、説明を受けました。２回、私お会いしたんですけども、そこでもう一度確認しますと、やはり、あそこはダム建設で森林組合が非常に潤ったということであります。そしてそこでスタッフをそろえてそこから今の森林組合がありますと。つまりそのそういった人たちを食わせていかなきゃいけないんで、このいろんな施業をしながら、先ほど言いましたように、森林林業再生プラン、これは民主党、当時でありますけれども、このときのこの国策に乗って、そして森林組合を安定させることができたということを言ってみえました。

実はといいますか、郡上も今内ケ谷ダムで恐らく森林組合、この具体的な数字わかりませんけども、森林組合はかなり潤ってきているんではないかなというふうに思うんですね。今作業班もふえているということも聞きますので、そうした状況の中でこの森林組合の役割は極めて大きいというふうに思いますので、これからいろんな作業をされる、施業される中で、土地の所有者がやはりもうかる、そういった状況をつくり出してほしいというふうに思っているわけです。

その京都府森林組合日吉森林組合は、やはり近江商人の三方よしの理念をしっかりと守っていると。つまり売り手よし、買い手よし、そして世間よしという、やっぱりその土地持っている人もしっかりとこの利益がもらえるという、そういったことをしっかりと頭に入れてやっているというふうに言っておりました。所有者が少しでも潤うことは、今後の人生を占うものと思うが、市の役割は重要であり、三方よしの理念を市はどのように指導されるのかという点についてお伺いしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君）　農林水産部長　五味川康浩君。

○農林水産部長（五味川康浩君）　それでは、まず郡上の森林組合の少し決算状況だけ御説明をさせていただければと思います。

30年度は６月末に総代会が予定されておりますので、直近の28、29ということでの決算状況ですが、28年度のいわゆる当期未処分利益余剰金として6,251万4,000円ほど、こちらがいわゆる利益としてまずは出てきたと。総代会に諮った結果の中で、一つは、法定準備金という形で剰余金の20％以上を有事に備えて積み立てることが必要ですので、こちらで1,200万円、また本所の耐震工事の積立金として2,500万円、残った部分の中で利用高配当金という形で、これは森林組合が山林所有者から木材を運搬する際に運搬料をいただいておりますが、そちらの収入の15％を配当金として還元するということで1,411万9,000円、最終的には次年度への繰越剰余金として1,139万5,000円となっております。

引き続いて、29年度、昨年度の当期の未処分剰余金につきましては、こちらも6,200万円ほどになっております。これをまた総代会にかけた中で法定準備金は28年度と増額となった1,500万円、そして高性能の林業機械の取得の積立金として4,000万円、そして昨年と同じく利用高配当金は1,222万9,000円となっており、最終年度、30年度への繰越余剰金は1,310万1,000円というふうになっております。

また、この29年度の事業の内訳の中で一部集落環境保全直接支援事業というハード事業を国・県・市の補助事業として実施をされ、事業自身とするとそういった補助金等、さらには木材の売り上げを合わせて７億9,900万円ほどの売り上げ収入がございましたが、結果、この中で所有者への還元金として8,167万4,000円が配当されておるということでございます。

また、内ケ谷ダムの受託事業につきましては、聞き取りではございますが、基本的には受託事業としては300万円程度のもので、大きくそういった部分は利益の部分ではなくて、むしろみずからの施業とか補助事業を活用しながら収益をうたっておるということの状態でありました。所有者の利益還元ということは、森議員さんおっしゃるとおり、山林所有者の山への関心を高める意味で非常に重要だと思っておりますが、郡上の森林組合につきましては、一応こちらの森林組合の監督指導については、森林組合法によって県がその責務を行うということでなされておりますので、県のほうで実態はどうかということをお聞き取りさせていただいた結果の中、基本的には立米当たり2,000円、条件がよければ3,000円というような利益還元がなされておるというようなことが推測されるとの回答がございました。この立米当たり、最大ですが、3,000円というのは非常に優秀な成績であり、森林組合につきましても、できるだけ所有者の方に利益を配分するということの取り組みはなされておるということです。最終的には、そういった森林組合につきましては日ごろから市もいろんなところの場面でかかわりを持たせていただいておりますので、引き続き三方よしの理念で、それが山林所有者と森林組合と例えば消費者の方になるのか、それが最後のところが世間ということで市民の方になるか、いろんな場面の中で貢献していただけるよう引き続きお願いを申し上げながら、指導というのはちょっと語弊ですが、連携を深めていきたいというふうに思っておりま

すので、よろしくお願いいたします。

（７番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君）　森喜人君。

○７番（森　喜人君）　それでは、ぜひさらに頑張っていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それでは、質問の５つ目ということで、木の駅の活動の郡上市内の現状と今後ということでお伺いしたいと思います。

やはり、私も先ほど申し上げましたように、素人山主でありまして、この活動というのはもう既に古くて、古くてちゅうか、大体、高知県の仁淀川町での取り組みを原型にしたということでありますけども、2009年に岐阜県恵那市で始まったということであります。そして、2012年には郡上市でも導入をされて取り組んでおられる方がいるということなんですけれども、この目的はやはり素人山主を掘り起こして裾野を広げるということも大きいかと思うんですけれども、果たしてそうしたことができているんだろうかということを現状としてお聞きしたいというふうに思います。この木の駅というのは、要するに先ほど言っておられましたけども、立米3,000円ぐらいのこの木を持ってきますと郡上市で1,500円ですか、それから県で1,500円と、それから売り上げの3,000円を足すと6,000円ぐらいの１トン、このお金がもらえるわけですね。こういったことが郡上市だけではなくて全国でやっているということを私もはっきり言って知らなかったんですが、これもイワケンさんがわざわざ来ていただいてこの説明をしてくださいましたけれども、さらにこの地域通貨で払うんですね。地域通貨で払って、そしてそれを提携したお店で使うというようなことで、非常に経済を動かす一つの原動力になるんかなというふうに思っておりました。そういった意味で郡上市の現状と今後の展開、展望をお聞きしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君）　農林水産部長　五味川康浩君。

○農林水産部長（五味川康浩君）　それでは、郡上市のまずは木の駅の事業の状況について御説明をさせていただきます。

木の駅事業は、まさに立米当たり3,000円の補助を行いながら支援をしていくものと、そして理念とすると地域経済通貨を活用するような、いわゆる地域循環というものの理念がございます。郡上市につきましては、平成24年度からこの取り組みが始まっておりまして、24年に２団体、そして直近の30年度も２団体という状況です。途中経過の中では、26年度は最大４団体になりましたが、一部のところについては高齢化等により木の駅プロジェクトをやめられたケースもありますし、この過去を振り返った中では、高鷲地域が24年から引き続き継続して実施をされておりますし、昨年、明宝の山里研究会というところが新たに参画をされております。

なお、団体数はそんなに大きな変動ということはございませんけども、この木の駅プロジェクト

で搬出される未利用材につきましては、24年時点が70.3トンに対して、直近の30年は500.2トンと非常に供給量はふえておるという状況にはなっております。

具体的なところでいうと、高鷲木の駅につきましては、森林所有者５名が参画をされて、まさに地域通貨を発行され、地域の中での循環を取り組まれておるということでございますし、昨年始められました明宝の山里研究会につきましては、主に隣接する湯星館への燃料供給であったり、またデイサービスへの供給ということを行ってみえるということで、大体買い取り価格が１トン当たり6,000円ということで出荷者の方も大変励みとして取り組みをされておるということです。

こういった、もう１点、木の駅事業以外にもこういった小規模山林所有者がみずから枠組みをつくって林材を出していくというような事業は、ほかにも国の事業で森林・山林多面的機能支払事業というようなそういった事業もございますので、ぜひこういった事業につきましては、市としても周知啓発をしながらどんどん取り組みを進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

（７番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君）　森喜人君。

○７番（森　喜人君）　十分裾野が広がっていないんではないかと私はまだ思っています。林業に関心のある人はこれを利用してどんどん日銭を稼ぐということもできますけれども、もっと裾野を広げていくということが重要だと思いますので、御努力をお願いしたいというふうに思います。

さて、最後に市長にお尋ねをしたいと思います。この制度というのは、15年をめどに大体進められる制度であります。今が大体約200億円、全国で200億円が３年、300億円が３年、400億円が４年、500億円が４年、15年先に600億円が全体で支給されます。郡上市は２億5,000万円ぐらいですかね、その辺の額になりますけれども、そうした制度でありますけれども、研修に出たときにこういうことを言われました。もはや場当たり的施策では対応できない段階に日本は来ていると、恐らく最後のチャンスではないかということも言われていました。そうした意味で、私は、ぜひ、職員の皆さんを教育するといいますか、そういう国へ執行させてでも教育するべきではないかなというふうに思っています。これは実は10年前ごろだったと思いますが、市長に質問したことがありますが、簡単に断られましたけれども、しかし、今こそそういったことが必要ではないかというふうに思っています。私ども、下川町の研修に行ってまいりました。下川町は先進、国のモデル地区というふうに言われていますけども、これは国が決めたことではなくて、むしろ積極的に下川町がアプローチをしているからだということを私は研修で感じました。そういうこの相互の関係の中で下川町が国のモデル地区になっているんだなということを感じましたけれども、私たちに講義をしてくださった方は（タカハシ）さんといいましたけれども、非常に優秀な方でありまして、本当にこの人が町のスタッフなんだろうかと思うぐらいの方でありました。そうした意味で郡上市もそうした先を見

据えたそうした努力を、努力といいますか、そういったことをすべきではないかと思いますが、市長の御見解を最後に伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（兼山悌孝君）　市長　日置敏明君。

○市長（日置敏明君）　お答えをいたしたいと思いますが、郡上市の職員の資質を向上する、あるいはいろんな政策を推進していくに当たってしっかりそれを進めていくというために職員の研修というか、教育が必要なことは言を待たないというふうに思っております。おっしゃるように、行政として国があり、県があり、市町村があるということで、それぞれに特色があると思います。国の場合は例えば全国的な視野に立って制度の企画立案をするとかですね。あるいは非常に、国という立場にありますから、全国のいろんな情報が入ってくるというような意味では、非常に情報も豊富に持っているとか、あるいは大変高い能力を持った職員がおりますのでそういうこともございますし、また、岐阜県も岐阜県の林政部というのは、全国の中でも林政部、あるいは林務部という看板を掲げている数県のうちの一つでございますから、非常に優秀な職員もいるというふうに思っております。

私どももこの例えば林政の関係について言えば、これまでずっと岐阜県の職員に林務課長として来ていただいており、その交流人事ということで郡上市の職員を県の林政部に派遣をして、２年間ほどしっかりみっちり勉強してきてもらうということをしております。

そのほか、分野は違いますけれども、現在でいいますと、例えば観光の面ではいわゆる中部運輸局の観光部に職員を派遣して、これも観光のいろんな施策の推進について勉強してもらっているということでございます。今下川町の例をとって、おっしゃることは恐らく国の本省府、そういうところへも派遣をしたらどうかということだと思います。必要があれば、派遣をすることについてやぶさかではございませんが、そのためにはやはりいろんなこと考えなきゃいけないというふうに思っています。派遣する職員としても相当強固な意志と能力がないと、かえってメンタルな面で参ってしまったり、そういうこともありますし、よほどのやはり人材でないと霞が関へ派遣をするということは、私としてはそれほどまでそのことについて効果的であるとも思っておりません。例えば今のこういう新しい森林経営管理制度というようなものについて学ぶべきは、むしろ本省の人たちが現場へ出てきて学ぶと、机上のいろんな制度設計だけでこれでできるはずだと思っていることが、現場において実はこんな難問を抱えているというようなところをしっかり勉強して、施策に反映をしてもらいたいというふうに思っております。そのようなことで、今後とも必要があれば、必要なテーマと適切な人材があればそうした教育の機会も設けたいと思っておりますけれども、当面、林政の件については、現在、県のほうでしっかり勉強してもらっておりますし、そういう今必要なことは国の役所の職員が現場の実情をしっかり勉強することだというふうに思っておりますので、10年ほど前にお答えしたかもしれませんが、その考えは変わっておりません。

（７番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君）　森喜人君。

○７番（森　喜人君）　郡上市から人材を派遣するということもそうですし、また、今言われましたように、国から勉強に来てもらうということもそうなんですが、やはりしっかりとした人間関係をつくれるかどうかだと思います。やっぱり下川町のスタッフを見ていますと、しっかりとした国とのパイプができているんですよね。向こうから来ていただいて、そしてこの郡上市のスタッフとしっかりとした人間関係をつくるということができれば、私はそれでもいいと思います。ですからそういったことをぜひ頭に入れていただいて、よろしくお願いしたいというふうに思います。

ありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君）　以上で、森喜人君の質問を終了いたします。

◇　尾　村　忠　雄　君

○議長（兼山悌孝君）　続いて、15番　尾村忠雄君の質問を許可いたします。

15番　尾村忠雄君。

○１５番（尾村忠雄君）　ありがとうございます。議長さんより発言の許可をいただきました。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。特に、今回の質問は令和元年の第１回郡上市議会定例会の一般質問ということで、質問の時間をとらせていただきましたこと、心から御礼を申し上げたいと思っております。

質問の前に、昨今と申しますか、高齢者の交通事故がたくさんふえておるということであります。先般、新聞を読んでおりましたら、75歳以上の認知機能の低下が49％になっておるということであります。このことにつきましては、認知機能検査ということで現在は総合庁舎のほうでできるということでありますけれども、きのうの事故もありましたけれども、その方は60歳の方というようなことで、75歳以上、後期高齢者の方がこういった認知機能検査を受けるということでありますけれども、人間は十人十色でありますので、そういったことに自信がない方は、75歳以上じゃなくても受けなければいけないのではないかなというようなことを思っております。

また、よく事故ではアクセルとブレーキを間違えるというような事故が多くなっておる、そしてまた、気を失ったりしてそのまま走ってしまう、そういったことがあるということでありますけれども、アクセルとブレーキについてはそういった器具も出ておるというようなことでありますので、そういった急発進の防止等に努めなければならない、そういったことを思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

きょうは、ちなみにフレイルを予防して健康寿命を延ばそうということで質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

平成30年でありますけれども、５月の市の広報によりますと、ただいま申し上げましたように、フレイルを予防して健康寿命を延ばそうということで、私もコピーを持ってきております。まさにこれが健康寿命を延ばして、誰もが望む、人間の一生の中でフレイルにならないことが重要なことと思い、一般質問をすることにしましたので、よろしくお願いをいたします。

まず、私なりにフレイルについて調べてみました。ネットによりますと、フレイルとは高齢者が精神的、身体的、社会的に脆弱な状態のことで、その対策として、高齢者がその状態から脱却するには、医療者が患者の生活や行動に注意を払い、多職種で連携して支援することが必要ということであったということで、今現在、高齢化社会を迎え要介護者が急増していく中、高齢者のフレイルに対する整備が急務であると思っております。フレイル対策については、全国的にもそうでありますけれども、郡上市においても、健康寿命を延ばす事業としていろいろと支援をしていただいておるということは承知をしております。その中で地域包括支援センター、また地域のサロン等々では、精力的にお力添えをいただいて支援いただいていると思っております。が、しかし、フレイル予防対策については、わからない点が多々あります。ましてや、聞いている皆さん方も耳なれない人もいるかと思いますが、まず初めに、フレイルとはについて、わかりやすく、また詳細な説明を部長にお伺いをいたします。

○議長（兼山悌孝君）　健康福祉部長　和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君）　それでは、フレイルについて御説明をいたします。

フレイルとは、余り聞きなれないとは思いますが、日本老年医学会が提唱した言葉であります。ちょっと絵のほうを見てください。この健康な状態と介護が必要な状態、その中間の段階をフレイルといいます。日本語にしますと、虚弱という状態をいいます。年をとりますと、体が縮んだりとか、あと疲れやすくなったり、歩くことが遅くなったり、活動が少なくなってきます。いろんな体の機能が低下していく、そういったところをこの縦の軸と思ってください。そして年齢がこの横の軸です。年齢を、年をとるとともに体の機能はだんだん低下していき、要介護の状態になるといったところです。そういった体の機能に加えまして、ストレスに対する対応力も大変低下していきます。例えば年齢をとる、年をとるとか、病気であったりとか、あと家族の中で誰かが亡くなられるといったことをきっかけに、そういったフレイルといった状態に陥るというふうに考えられております。多くはこのフレイルを経過しまして、この要介護状態になっていきます。

フレイルは、適切な手だて・介入をすることで、健康な状態に戻ることもできます。フレイルは、身体的な要因、筋力の低下といったところですが、この身体的な要因ばかりではなく、鬱病やあと認知機能の低下など、精神的・心理的な要因、また独居や閉じこもり、生活の困窮、そういった社会的な要因、こういったさまざまな要因が影響しています。

フレイルにならないためには、まずはたんぱく質を多くとり、食事をしっかりとっていく。その

食事をとるための口腔機能、かむ力、飲む込む力といったところを保つことも大事になってきます。運動を習慣化して、筋力の低下を防ぐとか、あと家に閉じこもらず、地域活動に参加したり、できるだけ仕事をするなどして、社会とのつながりを持つことが大変重要なものと言えます。

（15番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君）　尾村忠雄君。

○１５番（尾村忠雄君）　ありがとうございました。フレイルについて、懇切丁寧な説明をしていただき、ありがとうございました。まさに人間の一生の中で、本来ならぴんぴんころりで亡くなるのが理想かもしれませんけれども、多くの方々はやはり健康な体であって、その後、虚弱、フレイルに入っていくという、そしてまた、要介護、そういった施設に入ったりして亡くなっていくということであろうかと思っております。やはり人間は生まれ、そしていずれ亡くなります。そうした中で人生において人間一人一人のターニングポイントを大切に生きていかなければなりません。皆さんも御存じのとおり、以前、姉妹で100歳になられたきんさん、ぎんさんがテレビに出演したときに、司会者の方が「テレビの出演料はどうしますか」と尋ねたとき、お二人は「老後のためにためておく」ということでありました。まさに、人間はその年齢になっても本人は現在の年齢とは思っていない。私は、誰もがそう思っていてほしいと思っております。そして、健康寿命を延ばしていく、このことは生きていく上で一番大切なことであると思います。

そうしたことを踏まえ、先ほども部長の答弁で触れていただきましたが、フレイル予防には、栄養、身体活動、社会参加の３つのバランスが重要だということであります。フレイル予防については、先ほども申し上げましたが、包括支援センター等で支援していただいておりますが、この３つのバランスについて、どんな方策を講じていただいているのかお伺いをいたします。

○議長（兼山悌孝君）　健康福祉部長　和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君）　それでは、市におけるフレイル予防対策としまして、65歳以上の健診受診者に体や心の状態を把握するための25項目の基本チェックリストを行っております。昨年の実績によりますと、実施数は4,996人、対象者の４割ぐらいに行っております。そのチェックリストは、口腔機能、運動機能、認知機能、低栄養の状態からフレイルを早期に発見しまして、予防のための助言や指導を地域包括支援センターや地域駐在の保健師が行っております。75歳以上のさわやか口腔健診では、かむことや飲む込む力を早期に発見し、指導をしております。

また、市が行っている幾つかの介護予防事業も、全てフレイル予防を重視した内容になっております。具体的には、身近な集会所などを会場としまして、元気アップ教室、昨年では市内７カ所で83回、参加は延べ1,073人と、あとフレイル予防教室、これも市内６カ所で252回、参加は延べ1,687人といった状況になっております。お口いきいき教室も12回の148人の参加、その他では、理学療法士の相談であったりとか、あと介護を支える方のための介護予防サポーター養成講座、ミニ

デイサービス、配食による見守りサービスなど、理学療法士や栄養士、歯科衛生士などの専門職がかかわりまして、筋力向上、低栄養予防、口腔機能低下予防などに取り組んでおります。

関係機関につきましては、社会教育の生涯学習や生涯スポーツ、シニアクラブやボランティアによる運動や栄養改善の活動など、またシルバー人材センターの仕事や自治会の中で活動の中で役割を持っていただくなど、社会とつながりのある活動がフレイル予防につながるものになっております。

（15番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君）　尾村忠雄君。

○１５番（尾村忠雄君）　ありがとうございます。多くの講座とか教室とか事業をやっていただいておるということで、ありがたいなと思っております。最後に部長が申し上げました、今そういったところといろんなところと連携を持ってやる、これが一番大切なことではないかなと思っております。本当にありがとうございます。

フレイル予防にはこういったトリプルのバランスが重要だと認識いたしました。やはり加齢とともに、心身の活力、つまり運動機能や認知機能等が低下し、複数の慢性疾患などの影響もあり、生活機能が障がいされ、また心身の脆弱性があらわれた状態になっていく中、健康な状態、つまり健康寿命の大切さを実感し、人間一人一人の健康寿命が長くなるよう、それに向かって努力する、それがフレイルに対する予防かと考えます。

また、社会参加についても、重要だと痛感いたしました。つまり、友人と一緒に食事に行ったり、グループ活動、趣味やボランティアなどに参加する余暇活動等のバランスも重要だと思っております。

次に、加齢とともに誰もが起きる現象と考えますが、その一つとして、体力の衰えを自覚する年齢に至る前から、体力は徐々に衰えていく中、人間の体の中の臓器についても、また精神的機能も低下し、社会との交流も徐々になくなり、それこそが老化を加速していく原因と言われております。このような老化へのプロセスは、極めて多様であるということでありますが、一般的には年のせいだからなどと思う人が多いように考えられます。先ほども御答弁いただきましたが、栄養とかの見直し、また運動を適切に行うことで体の衰えを克服できる場合もあるということであります。また、加齢ということは避けては通れないことであります。フレイルとは、先ほども詳細に御答弁いただきましたが、体がストレスに弱くなっている状態のことを指しますが、早く介入すればもとに戻る可能性があるという御答弁をいただきました。高齢者のフレイルは、生活の質を落とすだけでなく、さまざまな合併症も引き起こす危険性もあるということであります。ネットによりますと、フレイルの状態になると、死亡率の上昇や身体能力の低下が起きるということであります。また、何らかの病気にかかりやすくなったり、入院するなど、ストレスに弱い状態になっていくということであ

ります。つまり、外的ストレス解消が必要不可欠と考えられます。外的ストレスについては、誰もがといっても若くても、高齢者になっても、影響は考えられますが、ここで言う外的ストレス解消は、高齢者の方々に起こり得る外的ストレスでありますので、そういったことについてどんな対処法があるか、部長にお伺いをいたします。

○議長（兼山悌孝君）　健康福祉部長　和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君）　それでは、外的ストレスの解消について御説明をいたします。

高齢の方は、御自分や家族に起こる病気や介護の状態、あと仕事や自分の役割の喪失、身近な人が亡くなる、そういったことでストレスを受ける機会が大変多くあります。年をとるとともにストレスを抱える人が多くなるという特徴もあります。ストレスは、抑鬱状態になるきっかけともなります。抑鬱状態は、身体的・精神的・社会的フレイルの引き金となります。抑鬱状態を悪化させないために、ストレスを解消することは大変大切なことです。議員も言われましたとおり、内閣府が行った高齢者の健康に対する意識調査の中では、高齢者のストレスの解消法は、友人と話をすること、スポーツや趣味や習い事を行うなど、挙がっております。人に話を聞いてもらうことは、ストレスを解消するとも言われています。人との交流とか運動、趣味や習い事の機会を失わないためにも、御近所とのつき合い、公民館や自治会活動への参加、サロンへの参加、シニアクラブでの活動への参加など、積極的に関与をしていただきたいと思います。

（15番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君）　尾村忠雄君。

○１５番（尾村忠雄君）　ありがとうございます。外的ストレスにつきましては、精神的なこと、メンタル的なことである、心の病気と申しますか、そういったことであり、なかなかこのことについては難しいことであるなというようなことを思っております。本来なら積極的になるべきところを消極的になっていく、そういったことでありますので、やはり身近な方、家族の方々、親戚の方々、近所の方々、そういった方々で見守っていただければ、きっといい方向へ向かうのではないかなということを思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

次に、加齢により、健康から虚弱状態、そして要介護へと、誰もが通っていく道ではないかと考えております。例えば要支援、要介護の期間は、本人だけでもなく、家族の身体的・金銭的負担はとても大きなものになると考えられます。自治体にとっても、その間の扶助費負担は年々増加し、財政を圧迫させています。日本全国の人々の健康管理は、ほぼ本人任せになっており、大きくは社会保障費の増加に歯どめがかからない状態になっています。

また、国会議員の部会においては、健康ゴールド免許構想なるものを考え、国民の健康管理を保身させ、社会保障費削減に頑張っておられます。こういったことを鑑み、人間が生きていくのは、健康寿命を延ばし、平均寿命の差を短縮することが急務でありますが、先ほども申し上げましたが、

フレイルとは健康と要介護の間の虚弱になった時期の対策を考えますが、認知症になり、介護状態になった場合、どうかかわっていっていいのか、お伺いをいたします。

○議長（兼山悌孝君）　健康福祉部長　和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君）　それでは、フレイルと認知症の関係性を説明いたします。

認知機能の低下は、精神的、心理的フレイルの一因と言えます。精神的、心理的なフレイルがきっかけとなり、外出する機会や人との交流が少なくなりますと、社会的なフレイルの状態になります。外出する機会が減りますと、食欲が低下し、低栄養になったり、運動機能や筋力の低下につながり、身体的なフレイルの状態になります。認知症予防は、フレイル予防と同じで、低栄養にならないこと、趣味や地域活動など人とのつながりで脳を刺激し、体操で体を動かすことが大切と言えます。身体的・精神的・社会的フレイル、先ほどの絵にもありました、このフレイルの状態に何の手だてもしないと、より認知症に進んでいきます。認知症の予防のためには、御本人や家族は、認知症を隠さず、社会とのつながりを持ち続けることが大切であります。市民の皆さんは、認知症の御本人や家族へ声をかけていただき、集まりの場に参加しやすい雰囲気の中で、地域で開催される認知症カフェ、良良カフェと呼んでおりますが、そういった場で交流していただきたいというふうに思っております。

認知症カフェは、平成27年からスタートしております。28年からは、良良カフェ運営委員会が中心となりまして開催をしております。平成30年度の状況は、各地域で10回開催しておりまして、延べ207人の参加がありました。その他、住民主体のものや地域主体の良良カフェが開催しつつあります。より広がるように、市としましても支援していくところでございます。

（15番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君）　尾村忠雄君。

○１５番（尾村忠雄君）　ありがとうございました。

実は、先般、私も東京のほうへ行って、ちょっと勉強をしてきました。厚生労働省の資料によりますと、今部長さんがおっしゃった、答弁いただいたこと等については、本当に部長さんも勉強しておられるなというようなことであります。そういったことで、私も資料をもらってきておりますので、また後に見ていただければと思っております。

ちなみに予算等についても、昨年度、30年度予算から令和元年度予算は倍になっておるということでありますので、また所管のほうで見ていただければと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

やはりフレイルへの予防対策が今後一番大切なことであると考えます。人間は、それぞれリスクのある中で生活をしております。特に、高齢者となればなおさらでありますが、日常生活での予防が大事であると考えます。生活習慣病の予防をしながら、運動機能、認知機能の低下を防ぎ、社会

にかかわりを持ち続けることが大切であると思っております。また、家族や周囲の人たちにとっても、本人を理解して本人の気持ちに寄り添った対応に心がけることが大切であると考えます。

何が正しいかという考え方よりも、どうしたら円滑、円満に事が運ぶかを優先して、対処することで、安心、また一体感が生まれ、よりよい関係を保つことができるということが大切であると考えますが、最後に、フレイルの予防対策について、市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（兼山悌孝君）　市長　日置敏明君。

○市長（日置敏明君）　お答えをいたしたいと思いますが、まず、私も、今回、尾村議員のほうから大変大切な問題を取り上げていただいたというふうに思っております。

この「フレイル」という言葉ですけども、私も今回勉強させてもらいましたが、この日本老年医学会の話によりますと、英語でｆｒａｉｌのフレイルというのは、本来英語では形容詞でございまして、「脆弱な」とか「弱い」という意味の形容詞でして、その状態をあらわす名詞はフレイルティーといって、ｔｙがつくんですね。ですから、本来、特に高齢者等のこの虚弱の問題を問題にするとすれば、フレイルティーと言わなければいけないところなんですけども、そのフレイルティーという言葉は、今まで、辞書を引きますと、要するに弱いとか虚弱とか老衰とか脆弱とかというような訳があって、これはともすれば身体的な衰えだけを言っているように、虚弱というだけでは、今老年医学会が問題にしている、先ほど来ありました、身体的な弱さ、それから精神・心理的な弱さ、それから社会的な問題という３つのことをあらわすのに虚弱という日本語ではどうも不十分であるということでいろいろと学会で検討した結果、フレイルティーという名詞の訳を日本語ではフレイルと言いましょうと、形容詞のですね、本来は形容詞ですけども、そういう片仮名語で言おうというふうに決めたと書いてございます。

そういう中で、やはりポイントは私は２つあると思います。それは先ほど来お話がありますように、単にこの時期迎えるこのリスクは、身体的な弱さということだけでなくて、精神心理的な問題、それから社会的な問題という３つの分野を含めた形の虚弱といいますか、だんだん弱るということをフレイルと片仮名語で言おうということが一つと、それから、今までも虚弱とか老衰とか衰弱とかっていうことは、とかく我々が加齢に伴ってもうもとへ戻らないという不可逆的な現象であるというふうに諦めがちなところを、一定の介入といいますか、いわば努力だと思いますね、いろんな努力によって、可逆的にもとへ戻すことができるということをしっかり認識してもらおうと、こういう２つの狙いの中でこの時期迎える私たちのだんだん弱っていくという姿を、日本語でなくてフレイルと言おうと、そして対策を講じていこうと、こういうことだろうと思います。そういうことで非常にいい問題提起をしていただいているというふうに思いますけども、その中で私自身の感じから、私ももうそのリスクを大いに抱えている年になりましたので、感じることですけれども、一つは、先ほど健康福祉部長のほうからいろんなことを申し上げましたけども、私たち一人一人の個

人の自覚といいますか、覚悟、実践というようなことが一つは大事だと思います。この間、労働安全衛生大会に出かけましたら、労働基準監督署の方が、昔からこの工事現場であるとか労働現場、職人の人たちのことわざといいますか、言葉の中に「けがと弁当は自分持ち」という言葉があると。これは、いわば、けがをすれば最終的には自分に振りかかってくることであるので、まず自分が気をつけなければいけないということの自戒の意味だということだろうと思います。しかし、今は労働安全衛生とか労働いろんな災害保険とかいろんなことがあって、このことは、一つは非常にいいことなんですが、悪くとると、それはもう自己責任だからおまえの責任だというような、社会で切り捨ててはいけないと。もし万一そういうことになった場合は、やはり手厚いそのサポートが必要だということではありますが、しかし、出発点はやはり「けがと弁当は自分持ち」と、まず自分の心がけ、実践が必要だということは、今も昔も変わらないということだろうと思います。その点でいいますと、やはりフレイルと弁当も自分持ちとそういう状態に陥るか陥らないかということは、まず自分がやはりどうしたらそういうことに陥らないようにすべきだろうかということを、大いにこれはやっぱり意識的にも、先ほどからいろんな啓発や活動の場を提供しているわけですから、そういうことで個人の皆さんが、市民の皆さんが進んでやっぱりこのフレイル予防という新しい概念のもとで、自分たちのその健康寿命を延ばすための努力をしてもらいたいという、まずこれが出発点だろうと思います。個人のそういう自覚の中で一人一人がやっているんじゃなくて、仲間をつくってやるとか、あるいはそういう地域の方々がいろんな場を設けていただいて一緒にやろうよというふうに、一緒になってこういうフレイル対策というものに立ち向かい、取り組んでいくということが大切ではないかというふうに思っている次第でございます。そのようなことで、これは感想に過ぎませんかもしれませんが、先ほど健康福祉部長が申し上げたような、まずは一つ、このフレイル問題というのが、今こういう片仮名で語られていることについての意味、先ほど申し上げました幾つかの３つほどの側面があるというようなこと、あるいは適切な介入によってもとへ戻すことができるんだという希望を持ってもらって、それで努力をしてもらうと、そういうことをまず理解をしてもらい、それをまた、まずは基本は個人が一人一人がやっぱりいろんな日々の生活の中で努力をするというようなことではないかというふうに思いますし、また、それをみんなで地域社会としてやはりやっていくと。そして、万一、人間は弱いもんですから、きょうぴんぴんしておってもいつ病気になるか、けがをするかわかりません。そういうようなときには、やはりみんなでこれを支えていくと、そしてまたカムバックしてもらえるように努力をしていくと、こういう地域社会をつくっていくことが必要だろうというふうに思います。私の身近なところでも、ちょうど私と同じ年ごろですけれども、御夫妻でノルディックウオークを日々実践して、私の家の周りもずっとこう歩いておられる方がいらっしゃいますけど、そういった形で楽しみを見つけながら、本当にちょっとしたことでもそういう実践をしていって、歩く、日ごろ歩くというようなこと自身も本当に大きな

フレイル予防になると思いますけども、そんなことをみんな市民が意識をして取り組めるような地域社会になっていけばというふうに思っております。

（15番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君）　尾村忠雄君。

○１５番（尾村忠雄君）　ありがとうございます。高齢者についても、前期高齢者とか後期高齢者あるかと思いますけれども、人間はやはり十人十色であります。60であっても、90であっても、そこら辺の隔たりなしに加齢とともに体力とかも衰えてくる、そういったことでありますのでその人それぞれに合った、例えば運動一つとっても、無理すれば例えば急な坂でも毎日上っていけるかと思いますけれども、やはり年をとっていくとともに衰えてきますので、年に合った運動とかそういったことを心がけていくことによって、このフレイル対策、予防対策になろうかと思っておりますので、皆さん方も心がけていただければと思っております。やがて来る2025年問題、フレイル対策によって、今後誰もが100歳時代を迎えられる時代が来ると確信しております。世の中の人々の健康寿命が、長ければ長いほど幸せな人生と思える、そんな人たちが多くふえれば幸いかと思っております。

また、今回の質問は、健康福祉部長、この春に部長さんになられたということで、私が第１号の質問をさせていただきました。さすが、和田部長さんにとりましては、今までそういった道を歩んでこられたということで、今までの経験を生かして、健康福祉部長として健康福祉分野全般について、我々にも御指導いただくこと、よろしくお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君）　以上で、尾村忠雄君の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分とします。

（午前１０時５３分）

○議長（兼山悌孝君）　それでは、全員おそろいでございますので、休憩を解き、会議を再開いたします。

（午前１１時０６分）

◇　上　田　謙　市　君

○議長（兼山悌孝君）　では、13番　上田謙市君の質問を許可いたします。

13番　上田謙市君。

○１３番（上田謙市君）　議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきま

す。

今回、災害防止対策と行政改革への取り組みという２点をテーマにしておりますが、初めに第３次郡上市行政改革大綱の策定のほうから入らせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

第２次郡上市行政改革大綱での主な取り組みと成果をお尋ねします。

郡上市では、平成16年の合併以来、行政改革集中改革プラン、第１次行政改革大綱、さらには平成25年度から30年度の第２次行政改革大綱に基づき行財政改革が推進されてきました。そしてこのたび、令和元年度から５年度までの５年間を実施期間とする第３次郡上市行政改革大綱が策定をされたということでありますが、第２次大綱における主な取り組みと成果などをどのように総括してみえるか。そして、郡上市には行政改革推進審議会がありますけれども、その審議会においては、この第２次大綱に対する評価はどのようなものであったか、お尋ねをいたします。

○議長（兼山悌孝君）　市長公室長　日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君）　お答えを申し上げます。

第２次行政改革大綱につきましては、地方交付税の合併算定がえ特例の期間が終了することに伴う普通交付税の大幅な減少、これは平成24年度の決算との比較で平成31年度には約36億円が減少するという推計がされておりました。このような財政上の重大な事情を背景にしまして、第１次行政改革大綱の計画終了期間を１年繰り上げ、平成25年度から平成30年度までの６年間を計画期間として策定したものでございます。

この第２次大綱では、財源減少に対応する行財政体制の確立、それから地方分権改革の時代に見合った行政運営、市民協働による自治力の向上、地域経済の活性化につながるつくる改革の推進という４つの基本方針と、これに基づく12の重点項目を掲げまして改革を進めてまいりましたが、策定の背景から総括しますと、やはり財源減少への対応が大きな課題であり、かつ計画期間内の重要な取り組みであったというふうに考えております。

また、第２次大綱では、基本方針及び重点項目にひもづく具体的な取り組みを全部で60項目進めてまいりました。現在、それぞれの実施状況と達成度について、計画終了年度の30年度末の調査をしているところでございますので、平成29年度末の状況を申し上げますと、まず、実施状況では、69項目のうち取り組み中が63項目、完了が６項目となっております。また達成度では、69項目のうち達成が５項目、一部達成が53項目、未達成が11項目というところでございます。これらの取り組みの項目の中で数値化可能なものとして、定員適正化計画に基づく職員定数の適正化による人件費の抑制でありますとか、市債元利償還金の繰り上げ償還による市債残高の削減が挙げられます。

まず、職員定数の適正化につきましては、平成30年度の当初職員数では、職員総数の目標値であります868人に対しまして、実績値は863人となり、目標より５人多い削減となりました。このうち、

普通会計職員にかえますと、目標値である515人に対し、実績値は506人となり、目標より９人多い削減数となりました。

次に、市債残高では、平成30年度末の目標値を342億8,500万円としていたものが、既に平成29年度末で339億3,700万円となりまして、目標より３億4,800万円下回る結果となっておりますし、現在作業中ではございますけれども、平成30年度決算ベースではさらに７億円ほどが減少する現在の見込みというふうになってございます。

これらの結果につきましては、第２次大綱及びそれに関連する各種計画を着実に推進してきた結果であるというふうに捉えております。

また、一方でいまだ多くの課題も残されておると考えております。幾つかの例を挙げますと、現在取り組みを進めております公共施設等の適正管理、そのこととの関連の深い使用料や手数料減免規定などの見直し、また事業の周期の明確化でありますとか、類似事業等の整理による事務事業の見直しなど、行政改革として重要かつ市民の皆様に御理解をいただけなければ解決が困難な取り組みが積み残されているのも実態でございます。

第３次行政改革大綱の策定に当たりましては、市長の諮問機関であります行政改革推進審議会が市長の諮問書とともに提示いたしました大綱の骨子に肉づけを行うことで、第３次改革大綱の案を作成いただきまして、答申書に添えて市長に提示いただくという手法で行いました。審議会の委員の皆様には、諮問から答申までの間、全５回にわたり、慎重かつ丁寧に御審議をいただいておりまして、第３次大綱はいわば市と行政改革推進審議会の皆さんでともにつくり上げてきたものであると考えております。

なお、この審議の過程におきまして、第２次大綱の成果と課題について審議会にお示しし、御議論をいただいております。審議会の会長代理でございます名城大学都市情報学部の昇教授からは、第２次大綱を推進する期間の行政指標等の推移に対しまして、「職員数や地方債残高を削減し、また経常収支比率も９割超から引き下げられている。数字はうそをつかないので、本当に郡上市が頑張ってきたことがわかる。ここまでやっているのは、全国的にも少ないのではないか」というような評価をいただいたところでございますので、御報告をさせていただきたいと思います。

また一方で、職員数の適正化の中では、職員の働き方についても同時に考えること、公共施設の削減等に当たっては、真に必要な施設のグレードアップを図る必要があること、また政策財政運営面については、必要な部分に必要な予算措置がなされる方策を講じることなど、単に削減という側面だけではなく、複眼的に考えることの必要性も指摘をされました。

これらの御意見につきましては、第３次大綱に適切に反映し、また今後策定する実施計画等においても留意しつつ取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

（13番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君）　上田謙市君。

○１３番（上田謙市君）　言葉短くまとめますと、第２次大綱で掲げた目標に対して達成度は高かったということであったと思いますし、特に目標を定めて行った取り組みの総職員数、市債残高においても実績も成果も十分であったというようなことじゃなかったかと思います。

そして、もう１点、郡上市の行政改革推進審議会の皆さんのこの会議での熱心な審議ぶりは、郡上市のホームページの、そうした会議の記録ということで、要録を読ませていただくと、本当に真剣に郡上市の行財政改革という視点に立って取り組んでおっていただくんだなということを感じております。

次に、第３次郡上市行政改革大綱における主な取り組みの方向性と課題ということでお尋ねをいたします。

第３次大綱では、持続可能なまちづくりに向けて５つの基本方針と12の重点項目が掲げられ、市民との協働で改革を進めていくことが期待されているわけでありますが、適正な行政組織と健全な財政運営などは、行政みずからの努力も大事なことであろうというふうに考えております。そこで、私が、これからの行政改革の中で特にこの第３次大綱の中でポイントとなるのではないかというふうに考えておるのが、職員の定数管理と財政規律の確保の２点であります。この２点について順次質問をいたします。

初めに、職員の定数管理についてお聞きします。

郡上市の職員数は、全職員、普通会計職員ともに定数の適正化計画の目標値を先取りする実績で推移してきております。先ほど市長公室長の答弁のとおりでありますが、それは一つの大きな成果であるというふうに評価をしております。しかし、その一方では、地方分権改革に伴い、また多様化、複雑化する社会情勢の中で郡上市がやらなければならない業務は、減るどころかむしろふえてきているのではないかとも考えられ、矛盾を感じるところであります。技術の進歩、職員のスキルなどもあり、業務の量と職員数の関係は、単純なものではないと理解しておりますけれども、正職員が減っている部分を例えば臨時職員などで補っているというその実態もあるのではないかと推察されます。

そこで、臨時職員、再任用、定年延長などの考え方も含めて、円滑な市政運営における職員数の試算と第３次大綱での定数適正化への見通しはどのようであるか、お尋ねをいたします。

○議長（兼山悌孝君）　市長公室長　日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君）　お答えを申し上げたいと思いますが、地方分権の推進や市民ニーズが多様化・複雑化する中で、我々行政が担う業務が多様化・複雑化に伴い増加しているということは、御指摘のとおりでございます。

また、市が策定する定員適正化計画の中で適正な職員をどう見込むかにつきましては、御指摘の

とおり、これにつきましても、個人個々の能力や業務スキルの違いもありますし、定型業務以外の業務を行っている部署も多くございますので、単純に事務事業ごとの人工数の積み上げの計算では成り立たないというふうに考えております。

そこで、本市のほかに多くの自治体でも採用しておりますのは、類似団体との比較をもとに適正な職員数を見込むことでございます。比較の方法は複数ございますけれども、総務省が示す人口と産業構造の２つの要素を基準として分類をした試算では、現在の郡上市の職員数よりも類似団体の平均職員数のほうが少なくなります。一方で、人口と面積を基準とした分類による試算では、逆に類似団体の平均職員数のほうが多くなるというような結果が出ております。

こういった結果を念頭に、全国の地方自治体の一般職職員が平成30年度まで４年続けて拡大をしておるということで、計約１万人増加しているということでありますとか、県内の他の市におきましても、ここ数年間の職員数の増減が微減、もしくは増加に転じているというような市が多くを占めていること、また、その他の要因では、人口減少や少子化超高齢化、地域経済の低迷や地域活力の衰退、多発する自然災害の対応など山積する課題に立ち向かうということで、特にこういったことを勘案して、本年４月に改定しました郡上市の定員適正化計画の３次改定では、30年度の実職員数を基準としまして、その職員数を維持しつつ、実施が想定される定年延長による職員数の増加を抑制しながら定員の適正化を図っていくということといたしました。

なお、現在も、年金支給年齢に合わせ段階的に実施している職員の再任用制度でございますが、その任用年数の引き上げが65歳に到達する令和３年度から並行しまして、同じく段階的に年齢が引き上げられることになります定年延長の開始が想定をされております。今後は、定年退職者の大部分が定年延長もしくは再任用を希望されるということではないかと思っておりますので、これらについても想定した計画としているところでございます。

また、臨時職員につきましては、基本的には臨時の業務が発生した場合や定型的または補助的な業務を行わせる場合などに雇用をするものでございまして、その必要性を毎年精査しており、ここ数年においても特段の増加はしておりませんので、正職員が減った部分に充てているということではございませんが、特に看護師などの医療技術職であるとか保育士さんなどにつきましては、必ず配置しなければならない人員があることから、正職員を採用することができない部分に臨時職員を充てさせていただくことはやむを得ないというふうに考えております。

合併時には、主に財政健全化に向けた取り組みの一つとして、定員適正化計画を策定しまして、人員削減を図ってまいりました。現在におきましてもまだまだ財政健全化への取り組みは必要でありますけれども、全国的な職員数の状況や山積する諸課題に立ち向かっていく職員を確保するため、今回、職員の削減方針を初めて見直したものでございます。

近年、市役所においても、人材の確保が非常に難しくなっておりまして、本市の新規採用も予定

数を確保できない状況となっておりますが、第３次行革大綱において述べておりますとおり、今後は削減ありきではなく、職員数と業務量のバランスとの適正化を図りつつ、施策や事業が円滑に推進できる組織体制と職員数の適正管理に努めてまいりたいと考えているところでございます。

（13番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君）　上田謙市君。

○１３番（上田謙市君）　今後の目標職員数の設定については、今、市長公室長からるるお話がありましたように、現実とそして類似団体との比較等々においてそのようなことがなされたということは承知しておりますけれども、そうした中で最も大切なのが、行政改革推進審議会での意見にもありますけれども、職員数の削減ということが職員の仕事に対するメンタルな精神面に及ぼす影響、そして市民サービスの低下へのおそれがあるという、職員数を削減するということは、それを臨時職員で補うということはまたあれでしょうけれども、そうした中で、これは昇教授も指摘されておることでありますけれども、既存の事務事業の廃止・縮小、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドということの視点も大事でないかということでありますので、そのあたりに視点を置きながら、職員にも過度な負担がかからないように、あるいは市民へのサービスも低下しないように、大変難しいことであろうと思いますけれども、そのあたりに留意していただければなというふうに思います。

次に、財政規律の確保についてお尋ねをいたします。

本年度の当初予算は、財政調整基金をかなり取り崩して編成が行われましたが、中期財政試算や基金の状況を考えると、次年度以降も同様に予算編成を行うのが難しいことではないかというふうに予想がされます。特に将来の負担軽減の観点を含めますと、第３次大綱の計画期間における投資的経費、主に普通建設事業費でありますが、この投資的経費の削減は必須の重要課題であると考えられます。そこで、財政規律の確保に向けてどのような方針で財政運営を進めていく方針であるのか、担当部長にお尋ねをいたします。

○議長（兼山悌孝君）　総務部長　乾松幸君。

○総務部長（乾　松幸君）　私のほうからは、財政運営のことについてお答えをさせていただきたいと思っております。

今年度の当初予算でございますが、防災・減災、それと観光立市郡上、そして産業振興、人材育成、雇用創出という、こういったことを中心に予算化をしてきております。平成30年度では、合併特例債であるとか、普通交付税の合併算定がえのこういった合併特例措置が終了したことに伴いまして、かなりの財源不足を基金により補っておるということでございます。議員御指摘のとおり、基金残高を考えますと、来年度以降は今年度と同様の予算編成というのはかなり厳しいと思っております。

特に、財源として合併特例債に大部分を頼ってきた普通建設事業でございますけども、これまで

のような事業費の確保というのは相当難しいものと判断はしております。そうは言いつつ、ライフラインを初めとする必要な事業というのは、今後も引き続き進めていかなければならないと思っておりますので、有利な財源を最大限に活用させていただきながら、事業費の確保というものを図っていきたいというふうに思います。

今後のことを考えますと、適正な予算規模の財政運営でありますとか、計画的な基金の積み立てといいますか、そういったことについて考えいきたいという思いもありますし、また新たな財源を確保するということも非常に大事であるというふうに思っております。こういったことをすることによって、安定した財政運営を行っていけるのではないかというふうに判断しております。秩序ある財政規律を確保するためには、普通建設事業に限らず、それ以外の政策的な事業であるとか、管理経費も含めまして、当然大幅な見直しが必要であるというふうに思っておりますので、来年度の予算編成に向けまして早急に取りかかってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

（13番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君）　上田謙市君。

○１３番（上田謙市君）　こうしたやりとりを市民の皆さんがお聞きになると、郡上市の財政ということについての多少その不安をお持ちになられるのかなというようなことも心配をいたしますけれども、先ほど市長公室長からの答弁がありましたように、私も資料の中の数字をメモってまいりましたけれども、平成16年と平成29年、合併してからと、29年ですから十数年たったその中で、財政がどのように推移をしているかといいますと、市債においては、これは一般会計の面だと思いますけれども、188億3,000万円減少しておりますし、基金においても14億円増加しているということで、これまでの執行部の皆さんの財政運営というのは、厳しい中でも本当にこうしてよくやってきていただいておるんだなというふうに受けとめております。

きょう、これまで職員の定数管理と財政規律の確保について、それぞれ部長さんから方針をお聞きしました。行財政の運営は、いろいろな要素が絡み合っているので、単純にはいかないと思いますけれども、今回の第３次行政改革大綱に掲げた取り組みが一つの道しるべになるというふうには考えております。

最後にといいますか、このテーマの最後の質問ですけれども、冒頭に申し上げましたように、行政みずからの努力として、適正な行政運営と健全な財政運営をどのように進めていったらよいのか、市長の御所見をお聞きしておきたいと思います。

○議長（兼山悌孝君）　市長　日置敏明君。

○市長（日置敏明君）　お答えをいたしたいと思いますが、それぞれ両部長が答弁いたしましたとおりでございまして、これからの市政の運営の要諦も一つは適切な定員管理、あるいはその限られた

職員の中で、先ほども職員の教育ということについての論議をいたしましたけども、一人一人の職員の能力向上、資質向上、そしてそういう職員が生み出す市としての施策というもののやはり質の向上というようなことを図っていく必要があるというのは１点だと思います。

もう一つは、財政上の要点でありますが、先ほど来お話がございましたように、この合併以来の十数年間でいわゆる人件費というものを大変職員が苦労して定員削減という中で生み出してくれたものだというふうに思っておりますが、人件費が平成16年ぐらいに55億円ぐらい１年間であったものが、大体今40億円ぐらいで済んでいるというようなこと、それから市債の残高の減少によりまして、この公債費も年々多いときには60億円を超えていたわけですけれども、これがこれからはほぼ40億円ラインでいけるだろうというふうに思っているところでございます。ただいま評価をいただいたんですが、ただ、30年度と今年度は少し無理をいたしました。確かにいろんな継続事業というようなことがあって、かなり目いっぱいの予算を組みましたので、令和２年度からの予算は、しっかり財政の実情というものを見ながら進めていかなければいけないと。特に、やはりこれまでやるべきことをやらなきゃいけないという中で確保してきた投資的経費については、大幅にこれをやはり計上したくてもできないという状態がございますので、その中で重点的なものを必要なものをしっかり選んでやっていくという中で財政の健全性を確保していきたいというふうに思っています。

それから、今の先ほども申し上げましたが、定数というものは第３次行革で、あるいは定員適正化計画の中で、もうこれ以上はやはり職員を減らすのは無理だというところまで来ておりますので、そういう大体今の普通会計職員なんかについては、現状を維持していきたいと思っておりますが、問題はやはりその中でいかにやはり戦力としての職員一人一人の能力の向上、それから組織の能力の向上をしっかりみんなで力を合わせて能力を出していけるような、力を出していけるような、そんな郡上市の行政組織をつくっていって市民の皆さんの信頼に応えていきたいというふうに思っています。

（13番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君）　上田謙市君。

○１３番（上田謙市君）　それぞれ御答弁ありがとうございました。大変な時代といいますか、局面に向かってかじ取りをしていただかなければならないということだと考えておりますが、今回策定をされました第３次行政改革大綱が、執行部を初め職員の皆さんの御尽力によって、第２次大綱のときのように、達成度が高く、成果が実績が上げられることを心から念じております。

次に、防災対策についての質問です。

土砂災害防止法改正に伴う防災対策ということでお尋ねをいたします。

時間の関係で、この防災対策について３項目挙げておりますけれども、２項目めを先に質問させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

この２項目めに、要配慮者利用施設における防災対策の現状と課題ということを取り上げております。平成29年６月の土砂災害防止法の改正で、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務づけられることになりました。郡上市のホームページを見ますと、この要配慮者利用施設が市内に73カ所あるという一覧が載っております。その内訳は、老人福祉施設や有料老人ホームなどの社会福祉施設、病院や診療所の医療施設などでありますけれども、その公表されております73施設、該当する施設での災害への未然防止対策の現状と課題はどのようであるか。そして、そこに入院してみえる患者さん、高齢者の方がいるそうした施設においては、避難訓練などが非常に困難であろうということが推察されますけれども、関係機関との連携が大切であると考えますが、行政などの支援体制はどのようであるのか、お尋ねをいたします。

○議長（兼山悌孝君）　総務部長　乾松幸君。

○総務部長（乾　松幸君）　ただいま質問にお答えさせていただきます。

平成29年６月に水防法とそれから土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律というものが改正されました。そのことによって、浸水想定区域内、または土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画を作成して、作成した計画を市へ提出すると。それから、また計画に基づく訓練の実施というものが義務化されております。要配慮者利用施設というのは、議員がおっしゃられました社会福祉施設であるとか、学校、また医療施設など、防災上の配慮を要する方々が利用する施設をいいます。

市には郡上市地域防災計画に定められた施設が73施設ございます。浸水害対象の施設が９施設、そして土砂災害対象の施設が66施設ありまして、このうち浸水害と土砂災害両方が対象となっておる施設が２施設あるということになっております。

市へのこの計画の提出率でございますが、浸水害の対象施設が９施設のうち８施設が提出済みということで89％、それから土砂災害の対象施設でございますが、66施設のうち30施設が提出済みということで約45％、こういった数値で提出されているということでございますけども、土砂災害対象施設の作成が低いということが課題であるというふうに思っているところでございます。市としましても、法律改正後の平成29年12月に文書によって対象施設に対しまして、国が公表しております避難確保計画策定の手引をお示しして、計画の策定と訓練実施をお願いしているところでございます。

県のアンケート結果でございますけども、現在、その計画未作成の施設におかれまして、ひな形があっても計画のつくり方がわからないというような課題が指摘されております。こういったこともありますので、市としましては、所管課とも連携して個別指導を行っていきたいというふうに思っております。そして、岐阜県のほうでも講習会など開催しておりますので、そういったことも案

内をしながら作成の支援を行っていきたいというふうに思っておりますし、また各施設の訓練の実施につきましては、作成いただいた計画に基づいて実働訓練であったり、机上訓練を行うことになるわけでございますが、こういったことに対しましても、施設からの御相談に応じて、各施設を所管する課と防災担当の総務課と一緒になって必要な協力をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

（13番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君）　上田謙市君。

○１３番（上田謙市君）　郡上の地形からして土砂災害警戒区域に、一覧で載っておりますような要配慮者利用施設があるということは、これは宿命的なことであって、それだからというようなことではなく、やむを得ないことだというふうに思います。それぞれの施設においては、避難訓練等々を行う場合に、大変そこの施設内だけの職員等々では大変なこともあろうと思いますので、どうか行政からも支援の手を差し伸べていただきたいなというふうに思います。特に高齢者が入所、入院されております福祉施設、あるいは医療施設での防災対策への備えというものは万全にしておかなければならないというふうに思います。

先日、ある関係者からこういう意見といいますか、話を聞きました。この73施設の中にはいろんなこう施設がありますけれども、例えば八幡町川佐にあるせせらぎ緑風苑であります。ここは、特別養護老人ホームを初め複数の施設があって、一部がいわゆるイエローゾーンといいますか、土砂災害危険区域に含まれておるというようなことで、避難訓練等々も行いながら、そんなことあってもいけませんけれども、そういうときのために備えているということでありますが、いかにその施設の職員が努力をしてそういうことに備えをしても、特にイエローゾーンであるようなところの砂防ダムであるとか、いろんなその土木の設備への対応ということも大事だというふうに思います。このせせらぎ緑風苑においては、その谷に砂防のものもありますけれども、聞いてみると、その上の山林において降雪によって倒木が谷に散乱をしておって、豪雨で土砂とともにこう施設を直撃するようなことを考えると、本当に心配でならんというようなことでありました。これは名前を挙げた施設ばかりでなく、73施設の中にはそうした心配をされている管理者等もおられるというふうに思いますので、これは質問をしたいわけではありませんので答弁はあれですけれども、台風シーズンを前にして、そうした施設における心配事の払拭のために、土木関係でのあるいは山林の倒木の処分といいますか、処理といいますか、そういうことにも向けて防災・減災対策を行っていただきたいということを願っております。

この土砂災害防止法改正に伴って３点用意しましたけれども、私の時間の配分のまずさと、そしてちょっと質問を欲張ったがために、時間内でおさめることができず、質問を受けていただいた担当職員の方には答弁を用意していただいて、御迷惑かけたように思いますけれども、また機会を捉

えて土砂災害防止法改正に伴う防災対策については質問したいと思いますけれども、いよいよシーズンとしてはこれからそうしたことが心配される時期になりますので、同僚議員からも類似の質問があるように思いますけれども、どうか備えあれば憂いなしということ、万全を期していただきたい、そのことをお願いをして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君）　以上で、上田謙市君の質問を終了いたします。

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。再開は午後１時とします。

（午前１１時４５分）

○議長（兼山悌孝君）　それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後　０時５９分）

◇　渡　辺　友　三　君

○議長（兼山悌孝君）　16番　渡辺友三君の質問を許可いたします。

16番　渡辺友三君。

○１６番（渡辺友三君）　それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして大きく２点についての御質問をさせていただきます。

また、担当部におかれましては、既に資料も配っておっていただくようなことで本当にありがとうございます。通告に従いまして御質問をさせていただきますが、時間内におさめたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

まず、１点目でございますが、長良川鉄道の現状と今後についてということで、既に、ここに平成28年からの状況をお配りいただいておりますけれども質問を続けさせていただきます。

長良川鉄道につきましては、その経営状況等、市民の方からどうなんやろう、どれぐらい乗っとるんやろうと、いろいろと心配といいますか懸念を持たれておるようなところでございますが、その状況に不安視するようなところもございます。

また、観光客や通勤、通学での利用者には、正確な時間でもって計画が立てやすく、大勢の利用についても便利であると。また、観光客の方、特に車窓からの景色が楽しめていいというようなところも、平成30年度の観光動態調査の中にも、長良川鉄道を使った利用客からの大変よい印象の言葉も届いておるような状況でございます。

また逆に、もう少し本数があるといいとか、車内にトイレがあるといいとか、そして、まめバスなどとの連絡がスムーズにできるといいなどの御意見もあるようでございます。

今の車社会、そして少子化、人口減少等で利用者の激減が経営というものの圧迫の大きな原因になっておると思いますけれども、最近の通勤、通学、また、観光客、これにつきましては観光列車

ながらも含めますけれども、利用状況などについて、どのような状況なのか、この資料も踏まえましてお伺いをしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

公共交通機関の安定経営には、定期券による通勤や通学の利用客の確保が重要なところでありまして、その分、利用される方への利便性を高める、また、いろいろと支援の策などが欠かせないところでございます。

郡上市の取り組みとしては、市内の２校の高校の通学での利用者に補助制度も設けられており、保護者の負担軽減を図り、大きな目標では郡上市内の２校の学校存続というものに力を注がれているところでございます。

近年の長良川鉄道を通勤、通学での利用はいかがなものなのかお伺いをしたいと思います。

また、もう１点には、昨年７月の豪雨で信号機が故障し運休が続いておりました観光列車、その利用者には大変御不便をおかけしたところでございますが、お聞きするところによりますと、ＯＢの方が傷んだ信号機については、手動で動かして御協力いただいたというようなお話も聞いておりますが、昨年の観光列車の利用状況はどうであったのか、お伺いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君）　渡辺友三君の質問に答弁を求めます。

市長公室長　日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君）　お答えを申し上げます。

お手元に長良川鉄道の輸送実績を示します資料をお配りしておりますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

長良川鉄道の直近３カ年の利用実績につきましては、平成28年度が75万9,400人、平成29年度が74万3,687人、平成30年度は75万6,477人となっております。

このうち、通勤定期利用者数では、平成28年度が８万5,440人、平成29年度が8万8,860人、平成30年度は９万6,780人となりまして、平成29年度は前年度比で約４％の増加、平成30年度は前年度比で約９％の増加となっております。この増加の要因としましては、外国人就業者等の通勤利用の増加ということが一つ挙げられると思います。

次に、通学定期利用者数では、平成28年度が35万3,460人、平成29年度が34万1,520人、平成30年度は37万5,660人となりまして、平成29年度は前年度比で約３％の減少ではあったものの、平成30年度では前年度比約10％の増加に転じております。この平成30年度につきましては、郡上市高等学校通学費補助金制度の創設により、通学で鉄道を利用する学生がふえたこと、また、公立学校の学区制廃止によって鉄道を利用した通学エリアが広がったこと。例えば、各務原市からＪＲの連絡定期を利用しまして、関市や美濃市へ通学するようになったということが利用者増の要因として考えるところでございます。

それから、最後に定期外の利用者数につきましては、観光列車ながらの利用者数を含めまして、平成28年度が32万500人、平成29年度が31万3,307人、平成30年度は28万4,037人となりまして、平成29年度は前年度比で約２％の減、平成30年度は前年度比で約９％減少しております。

特に、平成30年度につきましては、７月の豪雨、台風21号、24号の相次ぐ襲来、記録的な猛暑と、天候に悩まされた年でありまして、これらによる運休や出控え等が減少の大きな要因となっておるものと考えております。

また、観光列車ながらは、御承知のとおり平成28年度から食堂車の鮎号、ビュー列車の森号を、そして平成30年度からは川風号を運行しております。この利用者数につきましては、平成28年度が２万647人、平成29年度が１万5,670人、平成30年度は１万1,652人となっております。

この観光列車の導入初年度につきましては、マスコミ等に大きく取り上げられ予想以上の御利用がございましたが、２年目からは、その人気も一巡した感がありまして減少が続いたというところでございます。

昨年度は、先ほども申し上げましたが、７月豪雨災害によりまして、美濃市駅から郡上八幡駅間の列車運休が７月末まで続き、さらに９月には相次ぐ台風による運休、そして車の車検に当たります重要部検査、これは１両当たり約２カ月の期間を要しますけれども、森号が９月から10月、鮎号は11月から12月に使用できないなど不利な条件が重なりました。

その結果、川風号を投入しても利用者の落ち込みをカバーすることはできず、大きく減少する結果となったものでありますけれども、長良川鉄道に於かれても森号の重要部検査時には、可能な限り川風号をビュー列車として運行するなど工夫をして利用者の確保に努められているところでございます。

（16番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君）　16番　渡辺友三君。

○１６番（渡辺友三君）　ありがとうございます。

昨年、大分落ち込みが大きいかなというふうに予測しておりましたけれども、通勤、通学等定期においては、それほどでなく、逆に伸びておるような状況ということで一安心したところでございますが、今の御答弁にありましたように、観光列車ながら、やはり若干、皆さん方、浸透してしまった、一段落かなというようなことを思っておりますが、今後においては、もう一工夫が必要かと思います。

これでも、観光列車ながらとセットで町歩きクーポンがついていて、いろいろ食べ歩きできてよかったというような御意見もございます。そして、観光列車の旅を楽しんだ上に郡上おどりまで参加することができて本当によい一日でしたとか、いろんな一つの動態調査の中で御意見が出ておるようなところでございますが、もう少し、まだまだこれからいろんなことで工夫次第では伸びてい

けるのかというふうに思っておりますので、よろしくお願いをするところであります。

そんな中で、６月２日のちょうど11時ごろでしたか、天気がよく、外で仕事しておりましたら携帯が鳴りまして、今、長良川鉄道の放送をテレビでやっとるで、ちょっと早う見いよというようなことで、長良川鉄道の秘境の駅ということで北濃駅付近の１日の利用状況が放送されておりましたけれども、アナウンサーでありませんけれども、そこに一日ついておって紹介をされておりました。

通勤、通学含めて13名の方が利用されておるというようなことでございましたけれども、どこの駅、また、駅前でも同じでしょうが、訪れた人が少しでもにぎわいのある場所におり立てるのは楽しい雰囲気が起きてくるかと思います。

そんな中で、市内の沿線の駅舎を利用した、それぞれの地域の取り組み、以前は、今の北濃駅でも花まんまですか、そういうようなところも運営をされておりました。いろんなところで、そういう取り組みがされております。また、郡上八幡駅では駅舎の中での売店や、また、外での地域の農家の方々の野菜の販売、時にはイベント等も開かれ、駅舎への人を集める努力もされております。

お聞きするところによると、白鳥駅でも、冬のストーブでありますとか、また、駅前商店街の方々がいろいろな取り組み、努力をされているようでございますが、無人駅となっております市内の沿線の駅の活用状況は、いかがなもんでしょうか。

いろんな全国、第３セクターの鉄道が33社あるようでございまして、そのうちの30社からアンケートが寄せられております。その30社で628の駅の中で446駅が無人、約71％は無人化されておるというようなことでございまして、そのうちの16社のうちの42の駅が住民のボランティアによっていろいろと活用され、住民の発案による事業で、本屋さん、または床屋さん、そしてサロン、喫茶店等、地域の方が求められるものを運営してみえるというようなところでございますけれども、この長良川鉄道、郡上市内の無人駅となっております駅舎の活用方法はいかがなものかお伺いしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君）　市長公室長　日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君）　お答えを申し上げます。

御指摘のとおり、長良川鉄道の活性化には、駅、そして駅前のにぎわいは欠かせない要素であると考えます。

現在、市内の３つの無人駅におきまして、地域の住民の皆さんが特徴ある取り組みをされておりますので、毎日ということではありませんが御紹介をさせていただきたいと思います。

最初に美並町の深戸駅では、待合室を利用した朝市が開かれております。これは地元有志の皆さんで構成される朝市実行委員会さんが主催するもので、毎週日曜日の午前８時からとお聞きしておりますが、朝市を開き、年間を通じて地元の方が野菜等を販売しておられます。このうち、10月から翌年の４月ごろまでは地元の特産品である深戸ネギも、この朝市に出ているというふうに伺って

おります。

次に、郡上大和駅ですが、駅前の商店を中心とした有志の皆さんで組織されるマンマル会さんが10年以上前から駅前踊りを開催されております。毎年夏季に１回、ことしは８月18日とお聞きしておりますが、郡上おどりや白鳥おどりとあわせ、バザーなども行っておられます。

最後に、北濃駅では、先ほど申されたとおり農産物の加工販売を通じて北濃地域の活性化を目指す団体として、終着駅花まんまの皆さんが駅舎の一部を利用して、農産物加工品の生産、販売を行っておられましたが、諸事情により昨年の12月にその活動を終えられました。

なお、今後につきましては、同じく地域活性化を目指す団体の終着北濃駅という地元団地の皆さんが、農産物加工品の生産、販売を引き継いで実施をされるという予定であるというふうにお聞きしております。

なお、御質問にございましたように、有人駅の郡上八幡駅では、郡上八幡産業振興公社によりまして、駅前広場を利用した青空小店という朝市が開催されております。開催日は、４月から12月の毎月第４土曜日の午前10時からで、地元の方が野菜等を販売しておられます。

また、美濃白鳥駅では、駅前公園を白鳥春まつりのメーンイベント会場や、さくら道国際ネイチャーランのエイドとして活用されているほか、白鳥駅前発展会の皆さんによるイルミネーション装飾や、その点灯インベントなど、地元の皆さんによる多くの活動の場とされております。

なお、この１月には、駅舎の待合室で高校生などが暖をとれるよう、株式会社奥美濃プロデュースさんの御厚意によりまして、長良川鉄道へペレットストーブの無償貸与を受けまして、その燃料費等については地元の皆さんの御協力をいただき運用を開始したところでございます。

このように、沿線地域ごとに地域住民や団体の皆さんによる取り組みが行われておりますので、今後も、このようなにぎわい創出の取り組みを継続していただくとともに、新たな取り組みにも挑戦いただくなど、長良川鉄道の活性化に御協力を願えればというふうに思っております。

（16番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君）　16番　渡辺友三君。

○１６番（渡辺友三君）　ありがとうございます。

駅前のにぎわいということになると、八幡駅も１軒、建物がなくなって大変寂しい思いもあるような状況でございます。できることなら連なって店があって、本当に多くの人が行き交う、にぎわいのある駅前通りができるといいんですけれども、現在は１軒がなくなっておるというようなことでありますが、あそこに一杯飲み屋があって、通勤の方が仕事帰りに一杯飲んで、駅前でたむろして帰ってこれるような、そんな町も必要かと思いますけれども、今後を期待したいところであります。

以前に、2014年、アニメで「のうりん」という漫画といいますか、それがありましたころ、農業

高校が舞台となりまして、長良川鉄道沿線で美濃太田の駅が美濃田茂市、そして、「相生」が「愛が生まれる」という地名となりまして、聖地巡礼切符の販売もされて、ちょうど相生駅の前には、よく観光地である顔を出して写真を撮る、そういうようなものも設置されておったかのように、今、思い出しておりますけれども、そんなことで、一つの話題でもつくっていけると地域も変わってくるのではないかなというふうなことも思っております。

そんなことに期待しながらおるわけでございますが、もう１点、さきの徹夜で新元号令和を祝う会のときには本当に予想を上回る人手もあり、多くの皆さん方の御協力もありまして、何よりも天が協力をしていただいて、そのときだけ雨が上がっておったような状況でございます。

そんなおかげで、天の協力もありながら、楽しく、季節外れの郡上おどりを楽しんでいただけたというふうに思っておりますが、このイベントだけのために、郡上おどりも知らん、郡上も知らん、何も全然初めて、わざわざ北海道から来たというお客さんもあったようでございまして、一人の人に、そういうとこで宣伝になったのかなというふうに思っておりますが、実は、そのときに長良川鉄道が下り、美濃市を22時31分に発車して郡上八幡駅へ23時16分に運行され、また、踊りが終わった後、５月１日早朝３時30分に郡上八幡駅発、美濃太田の駅へ４時45分着という列車、これが大変好評で、聞くところによりますと座席がなく、立って行かれたというようなことでございまして、大変、利用客も多く好評であったというふうにお聞きをしておりますが、昨年は、たまたま、この信号機の故障等で運行されなかったわけでございますが、４年前まで深夜、早朝に長良川鉄道が動いておったということで、それは大変皆さん便利に利用されておった。踊り客の方々は、いろんな手段でお見えになりますが、この郡上での徹夜おどりを楽しむには、やはり郡上おどりも、白鳥おどりもそうですけれども、両方行き来できるような交通手段として大変喜ばれておったようでございます。

美濃太田の駅を22時28分に下りが出てきて、八幡駅に23時44分に着きました。また、郡上八幡駅を５時に出発して、白鳥へ５時31分早朝に着くというようなことで、上りが美濃白鳥を23時15分に発車して、八幡へ23時46分、その次が午前１時に白鳥駅を発車して、美濃太田の駅へ２時47分、その次が郡上八幡駅を３時30分に発車して、太田の駅へ４時46分、そして、踊りが終わるころの白鳥駅を４時20分に発車して、ちょうどこれが八幡の駅へ４時55分に到着し、美濃太田へ６時11分に着くという、こんな列車の運行がされておりましたけれども、これを、もう一度、復活はできないかということを思っておるんですけれども、この点について、いかがでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君）　市長公室長　日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君）　お答えを申し上げます。

申されたとおり、新元号令和徹夜で祝う郡上おどりでは、踊りの終了に合わせて、５月１日の午

前３時30分、郡上八幡駅発、美濃太田駅行きの臨時列車を運行いただきました。この臨時列車を御利用いただいた方は約50人と伺っておりますけれども、座席はほぼ満席で、立ったままの方もおられたということでございます。

徹夜おどり期間中における臨時列車の運行につきましては、今、申されたとおり、平成27年までは、上り４便、下り２便を運行しておりましたが、平成28年度に、既存列車２両を観光列車ながらとして改装しましたことから通常運行に使用する車両が減りまして、臨時運行に必要な車両の確保が極めて困難になったという実情がございます。

そのような中にありましても、引き続き、徹夜おどりに合わせた臨時運行の御要望も多くあったことから、平成28年度からも下りでは、23時15分、郡上八幡駅発、美濃白鳥駅行き。また、上りでは、４時20分、美濃白鳥駅発で、郡上八幡駅は４時55分発となりますが、美濃太田駅行きの上下各１便についての臨時運行が行われており、特に上り便では２両編成で運行し、多くのお客様に御利用いただいているところでございます。

なお、昨年は、７月の豪雨災害による影響によりまして臨時便の運行ができなかったということを聞いております。

ことしにつきましても、車両繰りの困難さに変わりはありませんけれども、先ほど申し上げました上下各１便の臨時運行につきましては、運行時刻に若干の変動があるかもしれませんが、引き続き予定をされておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

（16番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君）　16番　渡辺友三君。

○１６番（渡辺友三君）　列車がないと言われると、どうしようもないわけでございまして、できれば、ながら等も活用していただきながら、観光列車も活用していただきながら、そんなことも進めていただくと――ことしから白鳥と八幡間をバスで移送というようなことも出ておりますが、実際、４日間の踊り期間、徹夜おどりのとき、道路でもそうなんですけれども２時間おきに渋滞が発生して、やはり正確なきちんとした時間にバスが行けるかというと、なかなかそういうわけにもいかずに、逆に渋滞が起きるんではないかというようなことも懸念するわけでございますが、白鳥町の場合は駅が近いということで、バスより列車のほうが便利かというふうに思いますが、そんなことで、市長、いかがでしょう、大変列車の車両もなくてというようなことでございますが、運転手の確保についてはいかがなのか。また、昨年はＯＢの方が随分お手伝いいただいたというようなことも聞いておるわけでございますが、そんなところでの長鉄の運営として、市長さんのお考えをお伺いしたいわけでございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君）　市長　日置敏明君。

○市長（日置敏明君）　お答えいたします。

今、お話がありましたが、長鉄としては、今、車両を全部で11両で運行いたしておりまして、配車の関係で、それの中で時々、点検、整備というようなこともございまして、なかなか御要望に十分お応えできる状態にないと。今回も、ただいま室長が申し上げたような臨時運転がぎりぎりのところだというふうに聞いているところでございます。

それから、運転手の確保でありますけれども、これも若い人を養成するというようなことも含めて、いろいろやっているんですが、せっかく養成をした運転士が、やはり他のところへ転職をしていくというようなこともあって、これもぎりぎりのところでやっているというようなところが実情でございます。

そういう中で今後の展望ということでありますけれども、先ほども室長のほうから申し上げましたように、昨年度は、いろんな災害等がありましたけれども、特に定期券の通勤あるいは通学というものについて、人数は伸びているということでございます。

非定期、いわゆる定期外のお客様については、この資料にもお示しをしたように、残念ながら減っているということでありますけれども、今後とも、いろんな工夫をして乗客の確保に努めていきたいというふうに思っております。

先ほどもありましたように、外国人の方で、やはり郡上市内の企業へ通っておられる方が何人かいらっしゃって、定期的に使っていただいているというようなこともございますし、高校生の通学費助成というものも確実に利用者をふやしているという一面がございます。

それから、市内では、郡上市の長良川鉄道協力会の皆さんが大変協力をしていただきまして、幼稚園、保育園、あるいは小学校の皆さんの遠足、社会見学の場として、関市にございます長良川鉄道本社を見学してもらうというような取り組みもしておっていただきまして、そうした場合に、１人500円を上限として助成をしていただいて、昨年度あたりですと、幼稚園、保育園、小学校で328人の御利用をいただいたと。

そのほか、いわゆる校外活動、あるいは園外活動というような形で、いろいろと長良川鉄道をできるだけ利用していただきまして、とにかく子どもさんのころから鉄道に乗るという経験を持ってもらうということが鉄道に親しんでもらう一つの大きな要素になるというふうに思っております。

また、それから、あゆパークを昨年オープンしていただいたんですけれども、そういう関係上、例えば、八幡の自然園に来られた市外の方々が、自然園駅前から白山長滝駅までという形で、この長鉄を利用していただいているという動きも出ておりまして、現在のところは、ことしも５月から10月までの間で約530人の往復利用の予約も入っているというようなところがございます。

そのほか、台湾や香港からの外国人からの観光客の皆様にも、決して数は多くはありませんけれども、平成30年度には約1,287人の方が利用していただいているということです。

御指摘のように、観光列車につきましては、やはり導入当初から比べますと利用が落ちておりま

すけれども、さまざまな工夫、料理のリニューアルであるとか、いろんな工夫によって確保をしてまいりたいというふうに思っております。

また、そのほか、観光列車ながらの鮎号、森号のほかに川風号というのも簡易な改装をしたんですが、そのほかラッピング列車として、イギリスの人気アニメの「チャギントン」ということで、チャギントン列車という形のものもラッピングをしまして、これもかなり子どもさんには人気を博しているというようなことでございます。

それから、郡上市外でありますが、駅のにぎわいということでは、関駅に鉄道のジオラマといいますか、そういうようなものも設けておりまして、これも御利用いただいているということでございます。

そのほか、特にこれは郡上市の場合にＰＲをしたいんですけれども、今、長良川鉄道の利用者は70歳以上の方については、年会費を1,000円払っていただきますと、片道500円を超えるところは全て500円で済むという形になっておりまして、したがいまして、例えば、仮に郡上八幡から太田まで行きますと通常のところ1,350円かかりますが、年に１回、1,000円はお払いしていただいた後は500円で行けるというような特典がございますので、これからの高齢時代の中で、できるだけこういった長鉄なども利用していただければというふうに思っております。

いずれにしましても、今後も、この地域の沿線の皆さんの足、そしてまた、鉄道として楽しんでいただける観光資源の一つとして大切にしていきたいというふうに思っております。

（16番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君）　16番　渡辺友三君。

○１６番（渡辺友三君）　鉄道として楽しむ、そういう列車として、長鉄としての存続を願うところでございます。

今回も１問もで終わってしまうような状況ですけれども、最後に、もう一つ、令和初の踊りのシーズンを迎えてという質問を考えておったんですが、これは全然、時間が足りませんので、１点だけ、教育長さん、この間の「郡上おどりｉｎ青山」で、今回、確信をいたしました。市長以上に踊り助平であるという熊田教育長でございますが、これまで、それぞれ中学校、また教育委員会、そして中学校等々、いろいろと生徒さんを指導してみえた中で、ことしも一人でも多くの子どもたちが郡上おどりへ参加する、そんなことを期待しておるわけでありますが、この踊り助平、教育長として、いかに郡上おどり、また白鳥おどりに子どもたちを引っ張り出すか、一言お願いしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君）　教育長　熊田一泰君。

○教育長（熊田一泰君）　お願いします。

郡上の子どもたちが踊りなどに取り組んでいる状況や、また、今後の取り組みというような御質

問だろうと思いますが、平成24年から始まりました、８月１日の本町踊りのときにやっておるんですが、小中学生、郡上おどり発表会、平成24年の第１回は参加人数94名、参加校６校でございましたが、昨年、第７回、平成30年は参加人数218名、参加校12校ということで２倍になっております。

また、これまで参加のなかった美並町の三城小学校からも参加をしていただいておるということで、八幡町だけでなくて、より範囲の広いところからも参加してくださるようになりました。

また、今年度の募集、もう既に始まっておりますが、例えば、口明方小学校からは、発表会に向けて郡上おどり講習会を全校児童で実施したいという要望がありましたので、観光課、保存会のほうにつなげてございます。

また、毎年４月に行われる全国学力・学習状況調査に質問紙調査というのがありまして、当てはまる、どちらかといえば当てはまる、余り当てはまらない、当てはまらない、４段階で答える。その中の質問に、地域行事に参加していますかという質問があります。

郡上市の小学生は、当てはまる、どちらかといえば当てはまるという肯定的な意見が82.5％、岐阜県が80.9％、全国は62.7％です。中学生は、郡上市は65.3％が肯定的、岐阜県は64.4％、全国45.6％ということで全国平均は大きく上回っておりますし、それから、全国の中で大変ふるさと教育の盛んな岐阜県の平均も小中とも上回っておるという状況です。

また、特色ある取り組みとしては、皆さん御存じの八幡中学校のゆかたＤＡＹなんかもやっておりますが、これはＧｏｏｄ郡上プロジェクトに生徒が企画したものでございます。

これ、昨年度は、八幡中以外にもＧｏｏｄ郡上プロジェクトに入選する学校数が29年度に比べてふえておりますので、今後とも、そういう取り組みが期待されます。白鳥おどりや短歌、能、歌舞伎、太鼓、雅楽など、種類などもふえていくんじゃないかと思っております。

この要因については、もちろん各学校の郡上学の取り組みが盛んになってきたということで、平成21年から本格的に始まった郡上学は、郡上学の基本構想、子どものための郡上学構想が整備された後、平成28年に市内全ての小中学校で各学校の郡上学構想がつくられました。そういう意味で、各学校の取り組みも盛んになってきていると思います。

また、地域の市民協働センターや公民館、それから地域の各種団体様が、子どもたちを何とか地域に発表しようということで取り組んでみえることもあります。

これからでございますが、今以上に子どもたちが地域に誇りを持てるような取り組みということでございますが、実は、岐阜県が、ことしから全ての高校に、ふるさと教育をやりなさいというふうになりました。それで、当然、郡上高校、郡上北高校も取り組むわけですが、郡上は、郡上高校、郡上北高校に進学する生徒のほとんどが郡上の子どもという、これは県内に本当にまれな地域でありますから、小中学校だけでなくて幼保小中高まで含めて、この踊りなど、地域の伝統文化に取り組む子をふやしていきたい、そうやって高校とも連携をとっていきたいという所存でございます。

以上でございます。

（16番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君）　16番　渡辺友三君。

○１６番（渡辺友三君）　ありがとうございます。幅広い面にわたって御答弁いただきまして、ありがとうございました。また雨の中、一緒に踊りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして大変残してまいりまして担当部長さんには申しわけないところではございますが、次回に時期おくれか、質問等できたらさせていただきたいと思います。よろしくどうぞ。どうもありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君）　以上で渡辺友三君の質問を終了いたします。

◇　山　川　直　保　君

○議長（兼山悌孝君）　続きまして、５番　山川直保君の質問を許可いたします。

５番　山川直保君。

○５番（山川直保君）　通告に従いまして、大項目３点につきまして質問をさせていただきたいと思います。

まず、１つ目でございますけれども、各地域の産業振興策を本庁組織に集約することなく、地域をよく周知する振興事務所長に責任を重く置いて、企画力を発揮し得る組織改革を求めたいと思いますが、その質問にお答えいただきたいと思います。

このことにつきましては、現在、私が見る本市の組織では、産業振興策、その案の決定というものは、やはり企画課とか、そして各部にウエートが大きく任されておりまして、各振興事務所の力が十分に発揮されていないようにも感じております。

やはり組織というものは小さな民間の会社でありましても、社員一人一人がモチベーションを高く持って、そして、目標に向かって一丸となって取り組んでいくことが、その会社の成長につながっていくということでございますし、自治体もこれと同じということを思っております。

ましてや、民間の十数名規模の会社ではなく、本市においては数百名の規模の経営といいますか、運営でありまして、振興事務所、これは民間でいいますと支社、その複数が存在しておりまして、各振興事務所自体が差のない高いモチベーションをしっかりと発揮するということが望まれておると思います。

その中で、高いモチベーションを持たせるための一つの手法といたしまして、やはり私は、各振興事務所、その組織がみずから考える力をしっかりと持つと。つまり、本庁から指示を受けて、正確に、または着実にこなす一般事務、それ以外の特に産業振興策にかかわるものにつきましては、各振興事務所で判断して、そして行動できる、いわゆる考える組織、それへのさらなる脱皮を進め

ていく、そういうことが必要でないかと思っております。

そこで、本庁といたしましては、特色ある地域の施策でありますけれども、その類似する事業については、やはり本庁の組織でやるのか、または各地域の事務所に任せるのか、それはしっかりと判断されればよいことと思います。

私は、振興事務所が真に考える組織として確立されれば、市長が施政方針や、また、地域ごとの戦略のイメージさえしっかりと示せば、あとは振興事務所職員がみずから現場の実情を踏まえたベストな施策をしっかりと考え、これを本庁に提案したり、みずからが実行していくことができるんじゃないでしょうか。

そのように考えますけれども、所見を伺いたいと思います。

○議長（兼山悌孝君）　市長公室長　日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君）　お答えを申し上げます。

郡上市の行政組織機構につきましては、御承知のとおり合併当初には総合支所方式を採用しましてしておりましたが、職員数の減少等に伴いまいして、平成21年度からは本庁支所方式として、八幡振興事務所は廃止いたしましたが、八幡地域には、各分野の本庁職員を八幡振興担当職員として配置しております。

このように、本庁機能と八幡地域の振興を担う機能は、八幡庁舎等に集約をしておりますけれども各振興事務所においても振興課を置き、地域振興担当職員を割り当てて、地域の活性化や産業振興のため、振興事務所長を中心に地域の特色を生かした施策を立案し、また、本庁と調整して予算化し、それを推進するというようなことができる体制をとっておりまして、現状におきましても、各地域の振興策の立案等につきましては、その役割からも期待をするところでございます。

また、振興事務所に配置する職員につきましては、議会の皆さんや地域からの御意見を踏まえまして、原則として地域事情を把握している出身地域に配置するということにしておりまして、人事異動を行う際には、各部署の業務量の実態を見きわめるとともに、振興事務所長から提出される人事異動の考慮事項や、職員が提出する自己申告などを考慮した上で、各振興事務所の適正な配置、職員数を決定しているところでございます。

総職員数の減少などから、振興事務所の職員は過去５年で15人程度の減少となっておりますが、定員に含まれない再任用短時間職員であるとか業務の外部発注、外部委託を進めることで、振興事務所の職員の減員になることによる市民サービスの低下を招かないように配慮もしているところでございます。

しかしながら、各振興事務所では日常のルーチンワークが多くて、窓口業務にも一定の職員数が必要でありますので、現状では、地域振興に専従する職員を配置することや、そこに重点を置くということが十分にはできない状況ではございますので、地域振興を進められるよう整えた体制であ

っても効果的には機能していない状況にあると認識しております。

こうしたことから、地域振興により注力できる体制づくりを進めるためには、振興事務所の職員を単にふやすという発想ではなく、職員が本来果たすべき役割である政策立案やマネジメントに時間が割けるよう、現状の施策について一定の棚卸しが必要になると考えております。

つまり、イベントなどにおきましても、職員が現場の労務まで含めて抱え込むのではなく、市民協働を推進する中で民間を含めた関係者間で役割分担を明確にするなどの工夫が必要であり、こうしたことにより、振興事務所においても職員の企画力を発揮できる環境が整っていくものと考えます。

また、午前中の質問でもお答えしましたが、今年度、第３次改定をしました郡上市職員の定員適正化計画では、これまで削減を続けてきた職員数につきまして、30年度の実員職員数を基準として維持していくということとしております。

加えて、職員研修に基づきます職員の政策形成能力の向上のための研修などによりまして、長期的な視点で組織を支える多様な人材育成に取り組むとともに、本庁振興事務所にかかわらず、政策立案のための業務量等も勘案しながら、地域の産業振興のための政策推進が行えるような体制づくりに努めていきたいと思っております。

いずれにしましても、振興事務所におきましては、今、申し上げたことを計画的に進めていくことで、現状の体制下におきましても、企画力を発揮しながら自覚と責任を持って地域振興を進めることは可能であると考えておりますので、よろしくお願いします。

（５番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君）　５番　山川直保君。

○５番（山川直保君）　説明をありがとうございました。

私、組織というもののトップ、いわゆる市長、一つの経営として考えますと、今、室長が答えられましたような配慮というものは、非常に細かくできておりまして、しかも優秀な考え方と思うんですけれども、トップの方というものは細かなところを見る分、客観的に、その支所、手足、両手、両足が、しっかり機能しているか、その機能は士気が上がっているか、もしくは、そのモチベーションはしっかりあるかどうかというものを、うまくコントロールするというのが人を動かすという力なんです。

ですから、私、やはり、このモチベーションを持たせる手法と、逆に、モチベーションを下げる手法、逆説的な考え方というものを考えてみるとよくわかると思うんです。

例えば、今、室長が言われたように支所でもいろんなことを考えられて、また、地域協議会からの意見もお聞きしながら所長がまとめて各部、もしくは市長公室の企画に上げていく。真剣に考えた議論だと思います。

しかし、そこで、それが軽く、軽くじゃなくても予算的なもの、財源的なものが確保できない、これはちょっと待ってくれ、これは、ちょっと難しいな、もし言われた場合、これは一番士気が下がるもとになるわけなんです。それは逆説論です。

ですから、そのときにトップというものは、そこにある程度、自分の息子、子どもかどうかわかりませんけど、そこの支所に任せる、その腹がある策というものが、今からの投資的経費が削減されていく中での、一つの知恵づくりの種まきになるんです。

ですから、私は、今、室長が答えられたような一つの大きなマニュアル、その組織のこと、非常に大事だと思いますけれども、トップから見る支所、振興事務所長初め、その職員が真剣に考える組織である、真剣に考える組織をつくって確立することが、今後、そうした投資的経費が切られていっても、そうした優秀な人材づくりにも及ぶ組織づくりになるんではないかなというような気がしてなりません。

私は、新鮮で斬新な施策というものは、各地域の振興事務所から生まれてくるんだということを前から確信しております。新鮮で斬新なというものは、本当に、この発想というものは革新的である、また、独創的である、そして、今までにも類似しないような案でも若い人から出てくる場合もある。ですから、それをくみ上げることこそが本当の頭脳であると私は考えるわけです。

ですから、企画課にしろ、各部にしろ、政策を考えるときには、その意見を細かく細かく聞く機会を各振興事務所から何回もとっていただきたい、これはゼロ予算でできます。その辺を考えていただきたいと思います。

次の質問に移らさせていただきたいと思います。

関連いたしますけれども、（２）の各地域振興策においては、企画や各部が中心となって考えているよりも振興事務所が責任を持って真剣に企画することが、今、言いましたけども望ましいと私は考えております。

そこで所長枠予算、これは案として、私、3,000万円と申し上げましたが、各所長枠という予算を約3,000万円、大幅に拡充して、特色ある産業、分野への投資的予算の執行これは挑戦させるという意味ですができるよう願いたいと思っております。

私、今ある所長枠というのは地域振興推進費といたしまして、ある一つの振興事務所では230万円だと。そしてあと財産管理といたしまして、原材料費などというものが五百数十万円。約800万円ほどのものが行っておると思うんですけれども、委託料とか自由に使えるものです。

でも、それを大幅に上げる。なぜ上げるかというと、ただただ知恵を出せ、知恵を出せと言うよりも、そこにも一つはお金もやっぱりかかることもしっかりあるんです。私が、ここで言う3,000万円というのは、特色ある産業分野への投資のお金ということをうたっておりますけど、その投資のお金というものは何かということを説明いたしますと、短期的でもいい、もしくは長期的でもい

い、しっかりとそれが収益となって、もしかしたら、それが本当の直接の経費、金銭的なものかもしれないけれども、しっかりとリターンされてくるもの、もしくは、間接的に、その投資が民間の企業をしっかりと成長させることによって、将来、しっかりとそれが税収となってリターンとして来る場合、その２つというものを私は考えております。

そうしたものに挑戦させる。挑戦させれば、もちろん失敗もあるかもしれない。成功もあるかもしれない。成功すれば、その職員が考えて、考えた分だけ、その振興事務所職員は伸びます。失敗すれば、そこには反省があります。どちらも伸びます。ある金融機関であっても、ある民間への融資というものは、10本あっても必ず２つくらいは失敗するというリスクもしっかりと考えながら融資を金融機関でも行っています。

そのような方式をとって、本当に経営的、感覚的な、そうした投資的な意味合いの予算を、ぜひ持たせていって、必ず５年後か10年後には芽を吹かせるということを私は望んでおるんです。このことに対しましての所見を伺いたいと思います。

○議長（兼山悌孝君）　市長　日置敏明君。

○市長（日置敏明君）　山川議員のお説はよくわかります。２つポイントがあると思います。

現在、郡上市が直面している、いろんな産業振興で真に有効で必要な適切な施策をどうやったら打てるかということと、もう一つは、貴重な資源でありますけれども、人材、振興事務所の職員が、いかにやる気を持って生き生きと市政に貢献してくれるかと、こういうことだろうと思います。

私も、本庁と出先の勤務というのを経験しておりまして、そういう意味でいろいろ思うところもあるわけでありますけれども、振興事務所長の皆さんに、毎年、庁議の最初にもよく申し上げるんですけれども、振興事務所長というのは各地域において、山川さんもおっしゃいましたけども、いわば市長の目となり耳となり口になって、手と足になると、そういう意味では何か上からおりてきたものをこなせばいいよというものではないというふうに思っております。

これは、ひとり所長だけでなく振興課という課がありますけれども、各振興事務所の職員についても当てはまることでして、ただ何か上からおりてくるもの、やれと言われたものをやって、いわばこなしていけばいいという発想ではなくて、一番フィールドに近い、現場に近い職員ですから、市民の皆さんの声、産業の実態、いろんなものを捉えて、それを市政に反映をしていくということを、そういうスタンスは持ってもらいたいということは申し上げております。

やはり、そういうことで、私も非常におっしゃったことはよくわかりますが、今、所長枠という形でやっているものは、これは一々細かく予算査定をして、予算をつけてということでなくて、やはり非常に機動的に必要なものについては予算を所長の判断でつけていっていいよと、言ってくれよということで一事務所当たり230万円という枠をやっております。

それで、私は常々申し上げていますが、これは、この中からさらに予算を要する市の重要な施策

として育っていくものがあれば、その芽づくりをするものだよと。だから、それがもし大きく発展をしていくということならば、次の年度、その次の年度という形で予算化をしていくように関係部局へ具申をしてもらえばいい、提言をしてもらえればいいというふうに申し上げております。

そういうことで、この手法はいろいろあると思います。今、おっしゃったように思い切って3,000万円の所長枠をやって、それぞれ当てて、それでやってみろというのも一つの方法かと思いますけれども、今、郡上市の財政規模と厳しい中で3,000万円というお金を白紙で頑張れと言ってお渡しをするのには、所長さん方もいささか荷が重いというふうに思います。

ですから、枠として設けるんではなくて、もしあれでしたら、いつも予算査定のときの経過で、そういうことも思っておりまして、例えば、所長としてそういう産業振興なら産業振興で、例えば、3,000万円という枠で予算要求をしてみてくれと、それで、それを全庁的に見て我々も真剣に受けとめて、必要なものは予算化をするというようなことが考えられるんではないかとも思っております。

非常に貴重な御提言でございます。思い切ってやれと。今、郡上カンパニーというのが、かなり予算をかけて、これも失敗するものもあるという中でリスクをかけてやっていることですから、要は、それと同じじゃないかと言われれば同じではありますけれども、郡上市という中で産業施策、いろいろなことをやっていくときに、片一方でそういう皆さんの創意工夫を生かして、その範囲内で自由にやってくれという言い方もありますが、片一方で全市的に見たときに、その産業施策は、こっちのほうはこうやっているけども、こっちのほうはこうだというのはどうなんだというようなことも出てきますので、やはり何らかの工夫はしたいと思いますけれども、ぜひやる気を持って取り組んでもらいたいと。

要は、所長さん、あるいは課長さん方、あるいは振興事務所の職員の自己の役割規定というものを、どう意識、認識をして行動に結びつけるかということだと思いますので大いに督励をして、私たちも現場からの生の有効な声を上げてもらうように努力したいというふうに思います。

（５番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君）　５番　山川直保君。

○５番（山川直保君）　私としても意見を申し上げさせていただきますが、今、私が3,000万円の拡充ということを申し上げました。市長は、今、3,000万円のそうした企画力を持って、その3,000万円に限らず枠を持って上げてみろと、そういうことを言いました。それは、よっぽどいいことやと私は思います。

例えば、3,000万円拡充、もしくは3,000万円までを上限とした企画をしてみろと。これは、かなり重たい。そして、振興事務所長だけでは考えられない。課長、またその下の者と会議をしながら、どうしようと、必ず将来、芽を吹いて、花を咲かせて、税収となってリターンが来るか。もしくは

短期的に金銭としてリターンが来るか。本当に考えないと。これは失敗してはならんぞということであれば、かなりのことを考えると思うんです。

これが、すごい企画が上がってくる可能性が私はあると思いまして、今、市長の言われたような、下からでも結構だと私は思っております。やはり、今から投資的経費は必ず絞っていかなければならないときが来る。そのときに、普通の企業でしたら経費を抑えて抑えて、確実にその会社というものはじり貧になっていく。そうじゃなくて、破産までは行かないけど、それまでの間に、そうした投資を行うことによって、そして、将来の入り口の歳入というものを見込む。下の出口を絞るだけじゃなくて、上からの入ることも同時に考える。逆に、それを大きく考えた予算の執行というものが、必ず芽を吹くんじゃなかろうかと私は思っております。ぜひともお考えいただきたいと思います。

大項目２点目に移ります。

八幡市街地の駐車場確保でございますが、先ほど16番議員様も、こうしたことを多分質問されるんじゃなかろうかということを思っておりましたけれども、新元号を祝う郡上おどり、これにつきましては非常に内外とも反響が大きく、各マスコミが大きく取り上げて、郡上市が本当に全国から光が当たったと。マスコミの力というものは大きいなということを思っております。そうした中、夏季における観光客、踊り客含めた観光客が増大することは間違いないと私も思っておりますし、関係部局もそう思っておると思います。

それで、もちろんそうなりますと短期的には車もふえるということになりまして、この駐車場を含めたインフラ整備というものは短期的には不可能でございますけれども、その対策をどのように考えておるかのお考えを私は聞きたいと思うんですけれども、そこで、市内におきましては、公営の駐車場、八幡市街地、公営が11、そして、民間が15、合わせて26の駐車場がございまして、そのキャパシティーは、普通車が1,652、そしてバスが52台というふうになっております。

通常、スキー場などで１台当たりのワゴン車、もしくは普通車は、2.2人から2.9人を掛けております。バスにつきましては、大型は40人、マイクロもございますけれども、平均30人を掛けて、スキー場などは平均をとってみると、それで合っているんです。

ということは、合わせて、郡上市、八幡の市街地、6,350人分のキャパしかないんです。果たして、6,350人掛ける市内の人も踊りに来たとして、そして、郡上おどりの日を掛けてみれば、大体いつもの統計どおりです。二十数万なんです。

でも、郡上市は、その23万とか24万とかを狙っておるんじゃないんじゃないですか。40万、50万を本当に狙う。そうした観光都市を本当に夢見て、それを気概に燃えて、今、観光政策を打っておるんです。

ですから、私は、このことを本当に考えてみたら、駐車場整備というものは、市がお金をかける

のは、これは経費と考えるんじゃなくて投資なんです。投資としてしっかりとものを見た形での対処をしていただきたい。まず１点目について、関係部長に答弁をお願いします。

○議長（兼山悌孝君）　商工観光部長　遠藤正史君。

○商工観光部長（遠藤正史君）　では、私のほうから踊りシーズンの駐車場についてお答えをしたいと思います。

まず、元号が変わる４月30日夕方から、新元号５月１日未明にかけて行われた新元号令和徹夜で祝う郡上おどりには、大変郡上市民を初め、多くの郡上おどり愛好家の方が参加されまして、大盛況のうちに新しい時代の幕あけを祝うことができました。こちらは、先ほど議員のおっしゃられた大変大きな反響があったというふうに認識をしております。

また、その様子につきましては、ＮＨＫを初め、全国ネットのキー局、５局で発信をされまして、多くのメディアによって国民の皆さんの大多数が郡上おどりを目にされたことと思っております。

また、この改元イベントを迎えるに当たりましては、事前に多くのメディアが取り上げ、そして、このカウントダウンに向けて踊り参加者が集まってくるという想定がありましたので、駐車場対策としては、通常よりも多い10カ所の駐車場を計画して、700台の駐車場台数のほうを確保して行ったところでございます。

しかしながら、これから本番を迎えます郡上おどりにおきましては、本年夏季の観光客の増大は必死であると考えておるところでありますので、まずは発祥祭、そして徹夜おどり期間につきましては、駐車場対策に対しても含めて万全に期していきたいというふうに考えております。

発祥祭におきましては、新元号令和徹夜で祝う郡上おどりと同様に臨時の駐車場計画を実施するとともに、交通誘導看板の設置、そして、車両誘導に人員を配置するなどし、適正な交通対策を実施したいというふうに考えておるとこであります。

また、徹夜おどり期間につきましては、先ほど議員のほうからもおっしゃられましたけれども、まず従来どおりの臨時駐車場、民間も含めて26カ所の確保をいたしますけれども、さらにふえるという予想もございますので、郡上八幡総合運動場等を、またほかの公共施設についても、今、検討中でございますけれども、そういったところを視野に入れて誘導し、駐車場台数を少しでもふやしたいというふうに考えておるところであります。

郡上市に訪れる観光客、そして、郡上おどりを楽しみに来ていただく方々が、気持ちよく帰っていただけるように対応していきたいというふうに考えておりますのでお願いをいたします。

（５番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君）　５番　山川直保君。

○５番（山川直保君）　これは多分、議論されていないと思いますけれども、本当に、この夏、マックスの入り込みというものは、どのぐらい想定されているなんてことは、多分これは想像でしかな

いです。だから、マスコミがどれだけ取り上げてくれた。これは多分、私、露出度なら宣伝費は数億円と思っております。

想定していくことも今から大事だと思いますけど、この夏が一番大事なんです。私、郡上がもっとしっかりしてもらいたいのは、教育施設とかグラウンド施設を臨時に使うなんていうようなことを考えずに、本当に駐車場は駐車場の特別会計というものがあるんだから、これを経費と思わずに、本当に職業、業、なりわいとして成り立つ、そういう何億円の立体駐車場をつくったら、どれだけのものが収益あるのか。もちろん、これは単費を使わずに金融機関に行って借りてきてもいいです。借りてきてでも、これは絶対合う試算がなされるんです。そして、そこが近ければ近いほど町への動線ができて、そこの町にまた観光客がしっかり引き寄せれる。もしくは、混み過ぎているところの動線をほかへ回らせて、その動線の入れ込みを緩和させて町をもっと広くするといったこともできると思うんです。

ですから、この２つ目の質問。私、産業建設常任委員会のときに、このこと意見を出したことございますけれども、庁舎の西側の駐車場です。東は、今、プラザのものとなりましたけれども、西側の駐車場、これを駐車場にできないかと言って管財のほうに調べてもらいました。

そしたら、低いんじゃないかということを言われた。いや、はかってみようと言って、国道側の高さと、そして、今の夜間通用口のアスファルトの高さを調べたら60センチの違いがあるんです。国道側は60センチ低いんです。

ですから、あっち側をレベルに持ってくる。もしくは掘り込んでレベルに持ってくれば十分、乗用車の入る高さができる、それを２階にするのか、３階にするのか。それは何億円かかるのか。それによって幾らぐらいの収益がしっかりと上がるのか。

公営で11カ所あるんですから、これは本当に企業会計というか、本当にこれは一つの経営としても本当に考えていただきたいんです。必ず、これはどこの金融機関さんでも、このぐらいならすぐ、これぐらいの金利で貸してあげると言います。

ですから、私は、この西側の駐車場の建設というものについて財源があるなしかかわらずに、今からできれば即、かかっていくべきものだと私、本当にそう思うんです。

このことについて、所見を伺います。副市長。

○議長（兼山悌孝君）　副市長　青木修君。

○副市長（青木　修君）　私のほうから、お答えをさせていただきますけれども、お答えをする根拠が、これまでの交通状況の調査をベースにしておりますので、今、山川議員が想定をされている数値とは、多分少し離れているというふうに思います。

郡上市の駐車場の状況は、平日はそれほど混雑しない。郡上市というよりも八幡市街地というふうにして限定してお答えしますけれども、ただし、休日、とりわけ大きなイベントが行われている

ときについては混雑をするという、そういう傾向がありますので、この傾向自体は、これからも恐らくそんなに大きくは変わらないというふうに思います。

それから、もう一つは、一人一人の滞在時間が比較的短いですから、駐車場の出入りというのが、これも比較的短時間で行われる。これが滞在をするということになりますと足らないというのは、もう少し決定的になろうかというふうに思います。

そこで、どういうふうにして、とりわけ休日、あるいは大きな行事のときの駐車場数を解消していくかという、これは本当に御提案があったようなことも含めて真剣に検討しなければならないことですけれども、御提言のあった、例えば、駐車場を確保するという場合に、新設あるいは拡大、その中の一つとして立体の駐車場というのがあると思いますけれども、この立体の駐車場につきまして、例えば、防災センターのところに２階建ての駐車場を設置するということですが、その際に、市民病院の３階建ての駐車場を想定して、これに基づいておおよその費用の試算をしますと、延べ面積ですが、これが4,685平方メートルが市民病院の３階建てですので、これにおよそ１億2,000万円かかっております。

それを面積で案分して費用を出すということと、あわせて擁壁をつくらなきゃいけませんし、それから掘削ということもありますので、そういった費用も入れますと、大体、七、八千万円程度の費用になろうかと。

ただ、これは資材の値上がりとかありますんで、恐らくもう少し額としては上がってくるというふうに思いますが、１億円弱と見ることができるというふうに思います。

そうした場合に、どれだけ台数がふえるかということですけれども、現在、収容している台数が43台になっておりますが、これを２階建てとした場合に、上下階のスロープといいますか通路が必要ですので、その部分がなくなりますから、実際ふえる台数というのは恐らく30台ぐらいだろうというふうに思います。

こういう状況ですので、今後、建設する費用と、それから周辺の住宅に対する影響、あるいは環境、こういったものを総合的に考えなければならないというふうには思っております。

ただ、今のはあくまで山川議員が言った、例えば、ここにということですので、今後、駐車場不足を解消しようとすれば、どこか新たな用地を取得して建設するなり、あるいは、現在ある駐車場を拡大するなりといったことは考えられますが、現在、そういったことについて具体的な計画を作成するというところまでには至っておりません。

したがって、別の方法として、これからやっていこうとすれば、現在ある駐車場を有効に利用するということが、まずは、ここ数年来にできる具体的な方法だろうというふうに思います。それは、市のあらゆる駐車場についてのマップを作成するということが、まず前提になると思います。

その上で、どれだけの収容台数があるのかというのをきちんと確保した上で、時間によってあく、

あるいはケースによってあくといった、そういうあき情報を、どうやったら的確に伝えられるかということを、これは係員を配置するという方法もあろうかと思いますし、そういったシステムを新たに導入するという方法も考えられています。

そのシステムを新たに導入するということにつきましては、現在、都市計画も含めて八幡市街地への交通状況について、パーク・アンド・ライドも含めて実証実験を行う予定になっておりますので、そうした結果を踏まえた上で、今後どうするかということについては、きちんと検討していきたいというふうに思っております。

（５番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君）　５番　山川直保君。

○５番（山川直保君）　戦略的経営、また、戦略的施策というものは、先を見たものでなければならないということを思っております。

そうした場合に、こうしたたくさんお客様が来ていただけるような予想ができる、こうしたマスコミ各社の報道があったということで、ことしは手を打てないにしても、来年までには何とかしなければ、すごく苦情もふえると私は思っております。

公共がやる駐車場経営は、民間の駐車場経営を圧迫してはならないと私は思っておりますが、同じ料金、もしくは10円でも高い料金でもいいけれども、それはできると私は思っておりますし、なぜならば公共がつくる場合は固定資産税がかからないじゃないですか。固定資産税を払わなくてもいい。それを、一つの駐車場経営の試算にしたら、金融機関は喜んでお金を貸します。ものすごくパーセントが低いと思う。すぐ償却できます。

もちろん特別会計ですから、企業的な体系の性質を持ったものでございますから、せっかくの数百万円の会計の、特別会計ですけど、もったいないです。その中で、本当に真剣に考えていただきたいと私は思って意見をつけ加えさせていただきました。

あと５分ありますんで、１点でも多くお答えいただきたいと思います。

３点目の通行量調査と歩道橋設置についてでございます。

私、この庁舎の前、これは472号、256号の国道併用でございますけれども、今、八幡へ遠足に来た方が何台かバスで見えている。小学生です。ちょうどお昼のころです。ずっと歩いてきまして、プラザ歩いてきて、あそこを渡って町なかへ行く時に、１回の青の信号で渡り切れないんです。多分３回に分けられて渡っている。向こうでは、児童たちは待っておらなければならない。そのような状況があります。

かつて八幡町時代のときに歩道橋の設置とかいろんなことを、あそこの場所じゃないかもしれませんけど、歩道の横断の数を調べたことがあるらしいです。けれども、まだまだそれには至らないということで歩道橋の設置などはなされなかったわけでございます。

郡上高校の前には地下通路がございます。あとほかに472は歩道橋はございません。やはり観光地で、しっかりと安全に渡っていただくためには、プラザも坂の駐車場から考えても、愛宕のほうに駐車場とめていただければ、上から来ればそんなに上り下りしなくてもできるような歩道橋ができると思います。

これについては、向かい側の用地の確保ということも問題にはなりますけれども、私は、本当に必要になってきているんじゃないかということを思いまして、（１）番の通行量及び横断者数、こうしたものは調査があればお聞き願いたいし、そして、今の危険箇所も見られるけれども、歩道橋の設置というものが必要とみなされる場所はないのか、そのあたりを検討していないのかということについて、２点まとめてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君）　建設部長　尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君）　それでは、まず１点目の御質問の交通量の関係でございますが、こちらのほうは、国土交通省が定期的に行っております全国道路・街路交通情勢調査、通称、道路交通センサスと言いますけども、その調査が５年に１回行われております。

最新のデータですと、平成27年度に調査をしたものがございまして、そちらのほうは、この256号、庁舎の前あたりですけども、昼間の12時間あたりの交通量は12時間で6,528台、それから24時間の交通量にしますと8,356台という状況でございます。

また、そのさらに５年前の平成22年に行われたデータですと、昼間12時間当たりは6,210台、24時間ですと8,321台ということで、平成27年と22年の調査、それほど大きな差はないという状況でございます。

また、横断者数につきましては、郡上市、また、国や県の調査データを探してみましたけども、特に調査は行っておりませんので横断者数という数字については不明です。

それから、あと横断歩道に関する歩道橋の関係でございますけども、御指摘のとおり、その信号で横断時間が設定されておる状況の中で集団で横断される場合は、一度に横断できずに分断されるということは当然あります。

それで、そこで横断する歩行者側の時間を逆に長くしますと、今度は車両の渋滞を招くおそれも出るという状況でございますので、その対策としては、歩道橋の設置、今、議員が言われるような設置の方法も考えられますけれども、現在ではバリアフリー、そうした観点から考えますと、歩道橋の設置というのは余り推奨はされておりません。

それから、愛宕駐車場からの歩行者の動線、先ほどは高い位置から渡ればという部分もあったと思いますけども、下の歩道側に見える方は、今度は逆に上っていかなんならんということもございまして、歩行者の動線、そうしたことも考えますと、歩道橋の設置というのは、なかなか難しいかなというふうに思います。

それで、国、県、市、警察、また小中学校や教育委員会、交通安全協会関係と合同の点検を、市内いろんなところで子どもさんの通行であったり、そうしたところの点検等を実施しておりますが、ここらあたりの御指摘の場所、周辺を含めまして、歩道橋の設置というのについては特に具体的に検討はされておりませんし、市といたしましても、関係機関への要望、それから歩道橋の設置というのは、今のところは予定をいたしておりません。

ただ、今後の対応、そうしたことも含めますと、交通量や横断者の状況には今後とも注視していきたいというふうに考えております。

以上です。

（５番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君）　５番　山川直保君。

○５番（山川直保君）　そのような答弁でございましたけれども、そうすると、庁舎の入り口は、庁舎へ入るための車の右折のラインをもしも勘考すれば、多分スムーズにいって、横断するやつも長く横断する青信号を長くできるかもしれない。そのほうが歩道橋をつくらずに安くできるかもしれない。右折ラインをぜひともつくっていただくことを検討してください。

以上、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君）　以上で、山川直保君の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は14時35分とします。

（午後　２時２２分）

○議長（兼山悌孝君）　それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後　２時３５分）

◇　武　藤　忠　樹　君

○議長（兼山悌孝君）　14番　武藤忠樹君の質問を許可いたします。

14番　武藤忠樹君。

○１４番（武藤忠樹君）　議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をしてまいりたいと思います。大きく２点についてであります。

まず最初、防災訓練について御質問申し上げます。

昨年、郡上市、７月の豪雨、それから台風、さまざまな災害を体験しましたが、ことしも行われるであろう防災訓練は、どんなふうに変わってくるのか、ことしの計画をお知らせいただきたいと思います。

防災訓練がマンネリ化しているという声もあります。この訓練のシナリオの見直しも必要なので

はないかなと私は思いますが、その辺もお伺いしたいと思いますし、対策本部の立ち上げ、その対策本部、それの市民への周知といったさまざまな課題が見えてきた昨年の災害であったように思います。これらの対応も含めてお伺いしたいと思いますのでお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君）　総務部長　乾松幸君。

○総務部長（乾　松幸君）　ことしの防災訓練大規模現地訓練のことでございますが、そちらの質問に対してお答えさせていただきたいと思います。

ことしの郡上市総合防災訓練大規模現地訓練でございますが、９月１日の日曜日に古今伝授の里運動公園で実施する予定でございます。

当訓練でございますけども、御承知のとおり自衛隊であったり、国土交通省初め、国や県、電力会社などインフラ系機関を含む約40の関係機関と合同で行うものでありまして、それぞれの機関が災害を想定した上で訓練計画を立てて、これを１カ所で実施するというものでございます。

各機関が問題意識を持って、毎年、繰り返し継続的に行うことによって、災害の際に迅速に対応が行えるのでないかという、そういった側面もありますので、ある程度、内容が同じになることは否めないかなというふうにも思っていますし、あと訓練会場でございますが、７地域輪番制で回っておりますので、参加される一般市民の方からとってみれば初めての方も多いかなと思いますので、そのマンネリ化だけでどうするかということについては、また考えていきいたいと思いますけれども、議員御指摘の点も考慮させていただきまして、各機関の主体性を大切にしながらも常に見直しと改善を図ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それで、ことし、例えばですけれども、現地訓練に参加される学校であるとか自主防災組織に対しましては、訓練当日の天候にもよりますけども、ちょうどことし整備を予定しております間仕切りとか段ボールベッド、または簡易トイレ、こういったものがございますので、そういったものを実際に組み立てる訓練とか、そういったものもやっていきたいと思いますし、昨年の７月豪雨等を経験させていただきまして、市として、全避難所に職員を配置するということは難しいということが明らかになりましたので、今後の避難所の運営に際しては、自主防災組織に中心となって行っていただくことが現実的であるということもありますので、こういった訓練内容で避難所運営というものをテーマにやっていただこうかなということも考えております。

自主防災組織というのは、災害時、共助のかなめとなる組織でありますので、市民の皆さんに多く参加していただいて、お声かけをお願いしていきながら自主防災組織が主体的に取り組んでいただくことで、自助・共助の意識の醸成につなげていきたいというふうに思っております。

（14番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君）　14番　武藤忠樹君。

○１４番（武藤忠樹君）　ありがとうございました。

先日の雑誌に載った自治体通信の記事でありますけども、これは北九州市の取り組みが載っておるわけですが、ここにこんなことが書いてあります。「自治体が幾ら迅速に行動をしたとしても、さまざまな判断を慎重に重ねる必要がある避難情報の発令には、初動の情報収集からのタイムラグは避けられない。公助だけでは限界がある」。ですから、自助、共助を流す仕掛けをツールとしてつくっていくという北九州市での取り組みでありますけれども、私自身も行政と市民の情報共有の必要性を強く感じる昨年でありました。

また、一つは、一時避難所といったことに対する市民の理解もほとんどができていないのではないかと、そう感じざるを得ませんでした。今、言われましたが、市内各地の避難所の管理体制、行政がやるのか、自治会がやるのか、防災士がやるのか、誰が避難所の指揮をとるのかといったこと。

また、先ほど御説明いただきましたが、大量に備えていただきました避難所のための備品管理、段ボールとか発電機とか、そういったものの管理といったものは、どんなシステムで管理されているのか、どうやって利用されるのか、その辺のところもお伺いしておきたいと思います。

○議長（兼山悌孝君）　総務部長　乾松幸君。

○総務部長（乾　松幸君）　ただいま、情報の共有というようなことを御質問いただいておりますけども、市民の方と市の情報共有の手段としては、他の自治体なんかではツイッターなどのＳＮＳを活用して市民の皆さんからの情報を入手する手法を取り入れているところが多くございます。

郡上市といたしましても、現在、ツイッターの活用を検討しているところであります。今、考えておるものですけども、ひとまず、いわゆるプッシュ型といいまして、市からの一方通行になりますけども、まずは市として、市からの発信について考えております。

市民の方からの情報提供については、そういった情報の確実性、そういったものを判断した上で対応していくことはあろうかと思いますけども、なかなか個別に回答することは想定はしておりません。

他の自治体でも、こういった運用が多いわけでございますけども、届いた情報の信憑性、いわゆる、今、フェイクニュースという言葉もございますけども、こういったもので現場が混乱するような危険性というものも考えられますので、通報による情報の取り扱いというのは慎重にならざるを得ないのかなというふうに思っています。

いずれにしろ、先進事例も参考にしながら情報発信とか情報の入手手段については、議員が言われております郡上アプリの活用も含めまして、今後、研究してまいりたいというふうに思っております。

それから、一時避難所の関係になりますけども、少し一時避難所の説明を、この場をおかりしてさせていただきたいんですけども、平成26年度以前に市が指定していた避難所の多くというのは安全区域外に立地していることとか、小規模な地区集会所などが木造であるということから災害対策

基本法の一部改正に伴いまして、平成26年の指定時に避難所の基準外となったということでございます。

それで、広大な市域の中で市民の安全を確保する観点から、災害対策救助法に基づく指定緊急避難場所や指定避難所とは別に、市民の方が組織的に避難を行うために一時的に集合していただいて待機する場所を、一時避難所として市独自で149カ所を指定しているというものでございます。

一時避難所といいますのは、移動の安全が確保された状況になった場合には、すぐ指定緊急避難場所や指定避難所に避難していただくことを前提としておりまして、長期滞在をしていただく施設ではないということだけ、ここで申し上げさせていただきたいというふうに思います。

一方で災害種別、例えば、地震の場合ですけども、耐震性が確保されておれば最寄りの一時避難所への避難も有効である場合もありますので、ケース・バイ・ケースの利用を、また考えておいていただきたいなというふうに思っています。

こういった一時避難所の意味をきちんと御理解いただけるように、広報郡上であるとかケーブルテレビ、そういったものを活用したり、また、自主防災会の育成研修会などを通じて、自宅周辺の危険な箇所や災害種別に応じた避難先と避難経路の確認、早期の避難の重要性、日ごろの備えなどを含めまして、また啓発を続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、備品の管理でございますけども、まだなかなかそろえておりませんので、今後そろえた状況に応じてボリューム等も検討させていただきながら、また判断をしいきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

（14番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君）　14番　武藤忠樹君。

○１４番（武藤忠樹君）　ありがとうございます。備品がそろえられた段階で、それを使わなくてもいいのが一番のことなんですけれども、災害が発生して、この備品を必要とした場合に、どんなシステムでこれが使えるのかということも、やっぱり避難所の管理体制がしっかりしていないと、こういった備品を使用することも困難になりますので、ぜひとも早い段階で、そういったシステムづくりも行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に参ります。

次、観光立市と書いてありますが、この観光立市を掲げられ、さまざまな政策に取り組んで見えますけれども、市民の観光立市への捉え方はさまざまなものがあると思っております。当然と言えば当然論でありますけれども、観光地を訪ねるといった旅行といったものは、年々、減ってきているような気がするんです。

現在、私も中学生の修学旅行を受け入れておりますけれども、大阪の中学生の修学旅行に来た子どもたちは、川へ連れて行くだけで非常に喜んでおりますし、こういった郡上の自然を楽しむ。普

通の我々の郡上の生活を特別なものとして楽しんでおりますので、そういった郡上市民が普通の生活をすることで、郡上市民が、この郡上の環境を楽しみ、暮らしを楽しむことが一番の観光立市になるのではないかなと考えております。

実は、我々18人の議員も、それぞれが郡上市民として郡上を楽しんでいる面々であるといつも思っております。２番議員の森藤議員は、趣味が草刈りだと言われました。私は、趣味が草刈りとは何事やと思いましたけれども、最近、草刈りが趣味だということの意味が少しずつわかってきましたし、４番議員の野田議員は、マムシを焼いて食うのが趣味やと言われますし、それから、18番議員の美谷添議員なんかは郡上人そのものでありまして、郡上を全く楽しんでいる。それから、議長も山川議員も、それから尾村議員も鮎かけを非常に楽しんでいます。森議員も山登りが好きだとか、いろんなことで郡上を楽しんでいる人がここには大勢いるのに、そういったことを一つの観光立市として捉えて、私は、ナチュラルツーリズムと言っておりますけれども、そういったもので郡上の観光立市が成り立っていけばいいのじゃないかなと思います。

スポーツツーリズムは、この前、文教の研修で矢板市をお邪魔しました。ここがスポーツツーリズムを商工観光部が扱っているんです。また、郡上にはグリーンツーリズムとして小那比のお茶の関係もあります。

先ほどナチュラルツーリズムといったこともありますけれども、こういったツーリズムの事業をどこが、商工観光部がやるのか、それともどこがやるのか、例えば、グリーンツーリズムであったら農林水産部がやるのか、スポーツツーリズムは教育委員会がやるのか、商工観光課がやるのか、その辺のところの所管をどういうふうにしてみるのかということをお伺いしたいと思います。

できれば、やっぱり共同事業として、こういうことに取り組んでいただきたいと思いますが、私は、一番、きょう、ここで質問したいのは、観光立市としてヘルスツーリズムといったことに、ぜひとも取り組んでいただきたい。これが一番のメーンでありますので、後ほどヘルスツーリズムについては、また別枠で質問したいと思いますけれども、こういったスポーツツーリズム、グリーンツーリズム等々の観光の所管を、どういった形で共同事業として成り立たしてみえるのか、ちょっとその辺の御所見を伺っておきたいと思います。

○議長（兼山悌孝君）　商工観光部長　遠藤正史君。

○商工観光部長（遠藤正史君）　お答えしたいと思います。

今、グリーンツーリズム、スポーツツーリズム。ヘルスツーリズムは、また今後質問されるということでしたけれども、いろんなツーリズムがありますけども、そういったものをどういった形で観光立市として捉えていくかというところの御質問でしたけれども、現状ですと、グリーンツーリズムは、今、おっしゃられたとおり小那比のお茶であるとか、そういった宿泊体験であるとか、そういったものにつきましては農林水産部のほうが所管して募集等をやっています。

また、スポーツツーリズム、今もコロンビア等のラグビーチーム、女子ラグビーが来ておりますけれども、こういったものの招聘につきましては、スポーツ振興課が窓口になりまして、スポーツツーリズムということで、今、コミッショナーを立ち上げようということでやっておるとこであります。

また、当然、商工観光部のほうにおいても、観光という冠がついておりますので、こういった取り組みについては、連携しながら進めておるところでございますけども、今年度、郡上市としましては、観光連盟のほうにDMOを立ち上げているという、非常に将来の郡上市の稼げる観光といいましょうか、そういった一つの柱として取り組みをしておりますので、そういったDMOの組織に関しましては、やっぱりそういった下部組織としてお互いが連携していくような形でないといけませんので、そういった意味では、全体を網羅していくという意味では、観光連盟を中心に、ある程度構成されていって、いろんなメニューを提案するであるとか、あるいは、データマーケティングで、どういったニーズが非常にあるかとか、そういったものについても検討していきたいということを思っています。

ただ、今現在は、そういったDMOについては、市長公室のほうの置田部長、あるいは観光課のほうと共同しながら進めている状況でありますので、よろしくお願いいたします。

（14番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君）　14番　武藤忠樹君。

○１４番（武藤忠樹君）　この前の矢板市の研修の中では、スポーツツーリズムを全く商工観光部が担当しておりまして、サイクリングといった形でのパンフレットでスポーツツーリズムを商工観光部がつくって、その中にスイーツのお店を紹介したようなパンフレットを作ってみえたんです。

やっぱり教育委員会がやるのと商工観光部がやるんでは、スポーツツーリズムも随分変わってくるなという感じも持ちました。できましたら、そういったスポーツツーリズムにつきましても、教育委員会だけじゃなしに商工観光部も一緒になって、スポーツツーリズムの推進をしていけたらなという思いもしますので、ぜひともそんなことも考えていただきたいと思います。

その中で、やっぱりきょうは、一番質問したかったのはヘルスツーリズムであります。郡上もツェルマットへ研修に行ったりして、スイスのほうへ出かけているわけですけども、郡上市には健康に意識しなくても健康になる環境が非常に整っていると思っているんです。非常に大自然があります。山があり川があり、おいしい空気、それから水、温泉等々、郡上市にはあります。

このスイスというイメージも、かつては――これは雑誌からの抜粋で申しわけございませんけど――スイスというイメージは、山が多くて不便な僻地から保養地へと変貌していました。観光用のホテルだけでなく保養所も多くつくられ、都市の生活で疲弊し心身を病んだ人たちが、高地の澄んだ空気や吹き渡る風、日の光やおいしい食べ物を求めて訪れる地となってきました。温泉もあり、

そして療養のため資源が発見され整備された場所が現在のスイスであると言われております。

こんなふうにしてスイスが、ヨーロッパの中でのヘルスツーリズムの先駆となっていくわけでありますけれども、郡上市におきましても、このヘルスツーリズム、これは取り寄せたんですが、「ヘルスツーリズムによる地方創生」といった本であります。これも市長に読んでいただきたいと思うんですけども、「健康長寿を目指して「お散歩でこの国を元気にする」」といったサブタイトルがついておりますが、まさに市長が健康であるのは、これなんだなと思っておりますけれども、こういったヘルスツーリズムについて、郡上市は、これから何とか取り組んでいただきたいと思いますが、御所見を伺っておきたいと思います。

○議長（兼山悌孝君）　商工観光部長　遠藤正史君。

○商工観光部長（遠藤正史君）　では、ヘルスツーリズムでございますけれども、こちらのほうは、いろいろな考え方があるようでございますけれども、平成19年の６月29日に閣議決定がされております、観光立国推進基本計画におきましては、ヘルスツーリズムは、自然豊かな地域を訪れ、そこにある自然、温泉や体に優しい料理を味わい、心身ともに癒やされ、健康を回復、増進、保持する観光形態であり、医療に近いものからレジャーに近いものまで、さまざまなものが含まれると定義をされております。

地域活性の観点から、ヘルスツーリズムを推進することで、豊かな自然環境、食資源などを、健康資源という新たな価値を生み出し、地域住民の健康増進とともに、過疎の問題や疲弊する地域へ新たな誘客に結びつくことへの期待があります。地域にある固有資源をどう発掘し、見分けるか、それらを生かし、魅力的なプランとして成立させるためには、地域や民間とも連携して取り組みを進める必要があると言われております。郡上市においても、豊富な地域資源を健康という観点から地域活性に生かすという取り組みは十分可能でございます。

今、武藤議員のほうでも、取り組みをされておりますけれども、ヘルスツーリズムという名は冠しておりませんけれども、都会の子どもたちに豊かな自然や地域の食文化を体験し、楽しく魅力あるプランを提供している農家民泊の取り組みといったものは、まさに地域活性型のヘルスツーリズムの一つであるというふうに考えておるところでございます。

農家民泊の現状について少し報告をさせていただきますが、平成30年度は、大阪市を中心とした関西地区の中学校10校、1,253人の中学生が、また、本年も、先週末の６月15日までに16校、約2,200人の中学生が、郡上市内の約70軒の民家に宿泊し、郡上の生活体験のほうを行っております。

さらに、一昨年からは韓国の高校生や、昨年は、タイ、インドネシア、マレーシア、シンガポールなど東南アジアの国々の大学生の受け入れも行い、海外の学生らにも郡上のよさを体験してもらい、自分たちの言葉で、よかったことを家族や友だちに伝え、さらにソーシャル・ネットワーク・システムを使い発信されていることで、同言語の人たちにリアルな郡上の情報が行き届くというこ

とになってまいります。そして、次の訪問者の呼び水となっていき、今後、大いに期待がされるところでございます。

また、逆な話もございまして、農家民泊を受け入れられている市民の健康維持にも大変貢献していると思っております。といいますのも、いつも同じ顔を合わせて、同じような会話や行動で平凡な日常生活を送っている毎日から、中高生や若者とのやりとりというものは大変刺激的で、また、孫が友達を連れてやってきたときのように家中が明るくなり、ともに過ごす張り合いは心身の充実、癒やし、元気につながってまいります。

そういった意味で、今後とも民泊、そういったものを広げる中で、多くの市民の皆さんが携わることで、一人一人稼げる観光を実感していただければというふうに思っておりますのでお願いいたします。

（14番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君）　14番　武藤忠樹君。

○１４番（武藤忠樹君）　ありがとうございます。

私も、このヘルスツーリズムといった言葉を知って、いろいろ研究していく上で、これをやるためには、行政、それから観光業者、郡上でいうとスキー場とか宿泊施設、それからスポーツ施設等々、また、それに加えて医療機関です。病院も含めて。

それから、できたら大学といった学術的なものの研究機関の協力も必要なのではないかなというふうに考えております。そういったことを、この前のちょっとしたお酒の席で病院の先生にお聞きして、大学の先生を紹介してください、郡上の山には、きっと薬になる薬膳といった薬草がいっぱいあるはずですから、そういったものも研究してみえるということがあったら紹介していただきたいということで、後藤先生にお願いしたんですけれども、そういったことも含めて郡上市のヘルスツーリズムをみんなで盛り上げていく、それによって郡上市民も健康になっていく。そのことが非常に観光産業としても一つの重要性もありますけれども、郡上市民が健康になるということで、非常に効果があるんじゃないかなという気がしております。

ある人の言葉ですが、「年をとっても健康でいるということは、非常に最高の社会貢献である」といった言葉があります。そういった意識を、やっぱり郡上市民みんなが持つ必要があると思いますが、この「ヘルスツーリズムによる地方創生」という本では、政府もヘルスツーリズムの認証制度を導入しようとしていると書いてあります。来年になるのか、いつになるのかわかりませんけども、きっとヘルスツーリズムが認証制度として一つは認められる。今、日本でも30カ所ぐらいでヘルスツーリズムを行っている地域があるようですけれども、このヘルスツーリズムは、まず、先ほど言ったように地域の医療費の削減、日本全体の医療費の削減もできますし、新たな市場の創出ということも、雇用の拡大、もう一つは海外の旅行者の呼び込みも健康長寿の日本ということでできる。

このようなさまざまな効果が期待されておる以上、日本として、政府としてもこのヘルスツーリズムの認証制度を導入してくると私は思っておりますけれども、こういったことに関しまして、例えば、郡上といったら90％は山でありますので、森林の持つ癒やし効果といったこともしっかり取り組んでいく必要があると思います。

先ほど７番議員の質問にもありましたが、森林療法といったことについてもしっかりとした知識を持って、森林へ出かけて、保健、休養、健康増進を図りながら、森林と人間が双方が健やかになることを目指す自然療法、こういったこともしっかり取り入れながら、このヘルスツーリズムに臨んでいけたらなと思いますが、市長さん、どうお考えか、このヘルスツーリズムの導入について市長さんのお考えを伺っておきたいと思います。

○議長（兼山悌孝君）　市長　日置敏明君。

○市長（日置敏明君）　武藤議員がおっしゃるように、いろんな方が郡上に魅力を持って来てくださるということは、なにより先に、まず郡上において、草刈りが何より楽しみだとか、マムシを食べるのが健康にいいとか、いろんな生き生きとこの地域の生活を楽しんでおられる方がいらっしゃるということは非常に大切なことだと思います。

私が観光の要諦として、いつも申し上げている、「近き者喜び、遠き者来る」と。まず、現地の人たちが健康で明るく、そしてまた文化的な素養もあって、そういう魅力のある人たちが住んでいるということが、よそから人を引きつけることであるというふうに思っているところであります。

そういう意味で、郡上市民が健康になるとともに、ぜひ外から来た人にとっても健康ということに寄与するようなツーリズムであってほしいということは、私も同感でございます。

お話を聞きながら思い出したんですけれども、岐阜県のほうで、合併前の萩原町の四美――四つの美しいと書きますけれども、そこに南飛騨健康保養基地構想というのがございまして、そこでまさに２日間とか３日間のコースで森林浴を経験したり、山菜摘みを経験したり、あるいは山のトレッキングをしたり、それからまた整体をやったりとか、それから座学をやったりとかという形の、いわば、今から思えば、これも一つのヘルスツーリズムだなと。

それで、そこには町営の温泉もございました。今、どういうふうになっているのかということについて、つまびらかに知らないんですけれども、まさに、そういう健康ということを一つのキーワードにして、県民の皆さんも健康づくりにいそしむと。あるいは、外から来てくださる方も大歓迎ですというような事業をやろうとしたことがございました。

必ずしも、今日、大成功しているわけではないと思いますけれども、そういう発想は前からありまして、健康ということ、誰しもが望むことが旅行という楽しみと結びついて、いわば一石二鳥というか、そういうような形で体験できるということは非常に大切なことだというふうに思います。

ただ、それが一つの、今、いみじくもおっしゃいましたけれどもヘルスツーリズムということを

看板に掲げるからには、何となく行ったら元気になるとかというような緩やかな意味でのヘルスツーリズムというのと、それから認証制度を発足させようと、まさにヘルスツーリズムというからには、その中核はヘルスケアサービスだというような観点から、これがいいですよ、あれがいいですよということについて、医学的なエビデンスがなければヘルスツーリズムと名乗ってもらうのは困るという、いわば非常に厳格なヘルスツーリズムを起こしていこうという、恐らく２つの流れがあるんじゃないかと思いますし、これから、いよいよ、そういうヘルスツーリズムということを振興していこうとすると、やはりきちっとしたサービスです。何となく元気になる。元気な人のところへ行って何となく何日か過ごせば元気になるということでない、やはり食にしても、そういう体験にしても、そういう医学的なエビデンス、証拠、効果、そういうようなものがしっかりしたものでないといけないというようなことが言われそうな予感が少しします。

しかし、人は楽しければいらっしゃるんで、余りそういうことを言うことで、まさにヘルスツーリズムという形で意識して来られる方もいるでしょうし、先ほどおっしゃったように、郡上へ来たら何となく明るい、そして郡上を楽しみ尽くしている人たちがいるんで、そういうとこへ行けば楽しいという形で来られる方もあると。

私は、そういう意味からすると、余り認証とか何とかと固く考えるようなツーリズムだけを目指さなくても、冒頭おっしゃたような緩やかなほうなものもありというような形で、郡上としては考えていったらどうかなというふうに思っております。

しかし、いずれにしろ、非常にこれからのツーリズムの一つのあり方だとは思います。日本のツーリズムというのは、非常にどっか行って、温泉に泊まって、次の日は、また大急ぎで次のところへ目的地へ行ってというようなことで、なかなか滞在型でのんびりと何日間を過ごすという形のツーリズムというのは、まだまだ途上国だと思いますので、そういうお客さんのニーズというようなものもしっかり見ながら、そして、郡上の特性を生かしていければいいかなというふうに思っておりまして、御提言のようなことを、やはり研究をしていかなければいけないと思います。

それから、さっきございました、どこが担当するかというような問題もありますが、まさに前々から言っていますように観光行政は総合行政だということですので、やっぱり関係する部局が十分協力をしていかなければいけないと思います。このヘルスツーリズムも、ツーリズムであるからには商工観光部、あるいは、今、市長公室でやっている観光立市推進本部というようなところもありますし、やはりヘルスツーリズムというからには健康福祉部であったり、あるいは病院であったりというようなところも、どんな協力ができるのかということがあると思いますので、まさに総合的に、それから民間も含めて取り組んでいく必要があるんではないかというふうに思います。

（14番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君）　14番　武藤忠樹君。

○１４番（武藤忠樹君）　ありがとうございます。今の我が国の状況を見ますと、たしか自殺者が３万人を超したのかな、３万人を超していると思うんですけれども、そのうちの自殺者の原因が、３分の１か４分の１は鬱病だと言われております。

ですから、非常にこういった社会になってしまっている日本の中でヘルスツーリズムといって、郡上へ来たらストレス解消になったよというようなヘルスツーリズムで私はいいと思っているんですけれども、生活を楽しむということで、少しでも健康になっていける郡上市。郡上市に行くと、こういうことができて健康になったよと。そのためにはやっぱり、先ほども市長が言われましたけど医学的なものも多少は必要なのかなという気がしますし、栄養士さんのこともあるし、食事のこともあります。

いろんなことを含めた上で、総合的に、このヘルスツーリズムというものに向き合うことによって、郡上市民そのものが健康になるんじゃないかなという気もしますので、ぜひともヘルスツーリズムといったことについて研究していただきたいなという気がしておりますので、よろしくお願いいたします。

我々は、この郡上に住んで、ある程度、高齢になってきまして、先ほども話がありましたが、郡上をしっかり楽しみ尽くして長生きができるようにしていきたいと思っています。

先ほどの防災の話で一つだけ質問し忘れたんですけれども、いつも防災訓練を見とって思うんですけれども、電気と通信ができる状態で防災の対策室はあるんです。ですから、電気が来ない、通信がとれないといった、そういった想定の訓練といったことは、多分、今までされたことはないと思いますが、そういったことも含めて、もちろん発電機もそろえられたことですからできると思うんですけれども、昼間の訓練だし、夜間の訓練を、関市さんは一遍夜間の訓練をやられたと聞いておりますけれども、今まででない、地域が変わっていくからいいんだと言われますけれども、やっぱり今までと違ったシナリオで防災訓練といったことについても取り組んでいただきたなという気がしますので、そんなこともお願いしながら、ヘルスツーリズムは非常に力を入れ過ぎましたけど、私は、このヘルスツーリズムが郡上市の切り札になるんじゃないかなと思うぐらい入れ込んでおりますので、ぜひとも、これに取り組んでいただきたいことをお願いしまして質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君）　以上で、武藤忠樹君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（兼山悌孝君）　本日の日程はこれで終了いたしました。

これで散会いたします。御苦労さまでした。

（午後　３時１３分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長　　兼　山　悌　孝

郡上市議会議員　　尾　村　忠　雄

郡上市議会議員　　渡　辺　友　三